

平成25年第8回

置戸町議会定例会会議録

平成25年12月11日開会

平成25年12月12日閉会

置戸町議会

平成25年第7回置戸町議会定例会(第1号)

平成25年12月11日(水曜日)

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

(諸般の報告)

日程第 2 会期の決定

日程第 3 行政報告

日程第 4 認定第 1号〔決算審査特別委員会報告〕

平成24年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について

(決算審査特別委員会・平成25年第7回定例会付託)

日程第 5 認定第 2号〔決算審査特別委員会報告〕

平成24年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

(決算審査特別委員会・平成25年第7回定例会付託)

日程第 6 認定第 3号〔決算審査特別委員会報告〕

平成24年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

(決算審査特別委員会・平成25年第7回定例会付託)

日程第 7 認定第 4号〔決算審査特別委員会報告〕

平成24年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

(決算審査特別委員会・平成25年第7回定例会付託)

日程第 8 認定第 5号〔決算審査特別委員会報告〕

平成24年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

(決算審査特別委員会・平成25年第7回定例会付託)

日程第 9 認定第 6号〔決算審査特別委員会報告〕

平成24年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について

(決算審査特別委員会・平成25年第7回定例会付託)

日程第10 認定第 7号〔決算審査特別委員会報告〕

平成24年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について

(決算審査特別委員会・平成25年第7回定例会付託)

日程第11 議案第60号 置戸町子ども・子育て会議設置条例の制定について

日程第12 議案第61号 置戸町税条例の一部を改正する条例

日程第13 議案第62号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第14 議案第63号 置戸町公民館条例の一部を改正する条例

- 日程第15 議案第64号 置戸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第65号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第66号 平成25年度置戸町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第18 議案第67号 平成25年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第19 議案第68号 平成25年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第69号 平成25年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第21 議案第70号 平成25年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第22 議案第71号 平成25年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第2号)
- 日程第23 議案第72号 平成25年度置戸町下水道特別会計補正予算(第2号)
- 日程第24 同意第 3号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第25 報告第 8号 財政的援助団体の監査結果報告について
- 日程第26 報告第 9号 定期監査の結果報告について
- 日程第27 報告第10号 例月出納検査の結果報告について
- 日程第28 総務常任委員会の所管事務調査報告について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 認定第 1号 [決算審査特別委員会報告]
平成24年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員会・平成25年第7回定期会付託)
- 日程第 5 認定第 2号 [決算審査特別委員会報告]
平成24年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員会・平成25年第7回定期会付託)
- 日程第 6 認定第 3号 [決算審査特別委員会報告]
平成24年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員会・平成25年第7回定期会付託)
- 日程第 7 認定第 4号 [決算審査特別委員会報告]
平成24年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員会・平成25年第7回定期会付託)
- 日程第 8 認定第 5号 [決算審査特別委員会報告]
平成24年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員会・平成25年第7回定期会付託)

日程第 9 認定第 6号 [決算審査特別委員会報告]

平成24年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員会・平成25年第7回定例会付託)

日程第10 認定第 7号 [決算審査特別委員会報告]

平成24年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員会・平成25年第7回定例会付託)

日程第11 議案第60号 置戸町子ども・子育て会議設置条例の制定について

日程第12 議案第61号 置戸町税条例の一部を改正する条例

日程第13 議案第62号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第14 議案第63号 置戸町公民館条例の一部を改正する条例

日程第15 議案第64号 置戸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

日程第16 議案第65号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例

日程第17 議案第66号 平成25年度置戸町一般会計補正予算(第5号)

日程第18 議案第67号 平成25年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

日程第19 議案第68号 平成25年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第20 議案第69号 平成25年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

日程第21 議案第70号 平成25年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)

日程第22 議案第71号 平成25年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第2号)

日程第23 議案第72号 平成25年度置戸町下水道特別会計補正予算(第2号)

日程第24 同意第 3号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第25 報告第 8号 財政的援助団体の監査結果報告について

日程第26 報告第 9号 定期監査の結果報告について

日程第27 報告第10号 例月出納検査の結果報告について

日程第28 総務常任委員会の所管事務調査報告について

○出席議員(10名)

1番	嘉 藤 均	議員	2番	小 林 満	議員
3番	高 谷 黙	議員	4番	岩 藤 孝一	議員
5番	細 川 昭 夫	議員	6番	石 井 伸 二	議員
7番	竹 内 雅 俊	議員	8番	阿 部 光 久	議員
9番	佐 藤 勇 治	議員	10番	佐 藤 純 一	議員

○欠席議員(0名)

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町 長 部 局〉

町 長 井 上 久 男 副 育 長 和 田 薫

会計管理者	鎌田 満	町づくり企画課長	栗生 貞幸
総務課長	中村 啓二	総務課参与	村松 登喜男
町民生活課長	田中 英規	産業振興課長	坂口 博昭
施設整備課長	小鷹 浩昭	地域福祉センター所長	鈴木 正美
施設整備課技監	高橋 一史	総務課長補佐	高木 恭治
町づくり企画課財政係長	小島 敦志		

〈教育委員会部局〉

教育長	平野 毅	学校教育課長	蓑島 賢治
社会教育課長	今西 輝代教	森林工芸館長	北山 雅俊
生涯学習情報センター長	深川 正美		

〈農業委員会部局〉

事務局長 樋口 輝夫

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 中村 啓二(兼)

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本間 靖洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長	早坂 豊	議事係長	佐藤 百合子
臨時事務職員	中田 美紀		

◎開会宣言

○佐藤議長 ただいまから、平成25年第8回置戸町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○佐藤議長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は置戸町議会会議規則第122条の規定によって、8番 阿部光久議員及び9番 佐藤勇治議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。

総務常任委員会委員長から所管事務調査に係る委員の派遣の申し出があり、置戸町議会会議規則第124条第1項但し書きの規定により委員を派遣しましたので報告します。

その他の事項は事務局長から報告させます。

事務局長。

○早坂事務局長 今期定例会に町長から提出された議案は次のとおりです。

・議案第60号から議案第72号。

・同意第3号。

今期定例会に議会から提出された事件は次のとおりです。

・決算審査特別委員会審査報告書。

・総務常任委員会所管事務調査報告書。

今期定例会までに受理した監査委員からの報告は次のとおりです。

・報告第8号から報告第10号。

今期定例会に議案等説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席するものはお手元に配布した名簿のとおりです。

本日の議事日程はお手元に配布の通りです。報告を終わります。

○佐藤議長 次に一部事務組合の会議について組合議員から報告を行います。

北見地区消防組合議会 1番 嘉藤均議員。

○1番 嘉藤議員〔登壇〕 北見地区消防組合議会結果報告をいたします。去る10月10日招集の平成25年度第2回定例北見地区消防組合議会の結果について、その概要を報告します。初めに会議録署名議員の指名を行い、会期を10月10日の1日間と決定いたしました。

次に本議会に提案された議件は議案第1号 平成25年度北見地区消防組合一般会計補正予算についてから、認定第1号 平成24年度北見地区消防組合一般会計歳入歳出の決算についてまでの4案件であります。4案件について管理者から一括して提案理由の説明がなされ、その後余湖議員、小川議員、熊谷議

員の3名より一般質問があり、管理者及び消防長よりそれぞれ回答がなされました。

次に議案第1号から認定第1号に対する質疑討論を行い、採決を一括して行い、いずれも原案の通り可決承認されました。

最後に議長より監査報告第1号 例月現金出納検査の結果について及び監査報告第2号 例月現金出納検査の結果についての報告があり、原案の通り承認され閉会いたしました。一般質問及び審議の内容につきましては、お手元に配布の資料の通りです。

以上で平成25年度第2回定例北見地区消防組合議会の結果報告といたします。

平成25年12月11日。報告者 嘉藤均。

○佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 会期の決定

○佐藤議長 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から12月13日までの3日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月13日までの3日間に決定しました。

◎日程第 3 行政報告

○佐藤議長 日程第3 町長から行政報告の申し出があります。

発言を許可します。

町長。

○井上町長〔登壇〕 行政報告を2点申し上げます。

初めに台風第26号の接近に伴う大規模停電についてであります、10月16日から17日にかけて発生しました停電は、本町では過去に類を見ないほどの大規模なものとなりました。原因は台風第26号の接近に伴い、北海道上空に入り込んだ寒波の影響により、雨が雪へと変わり、湿った状態で樹木に付着した雪の重さにより大量の倒木が送電線や配電線を切断したことによるものであります。この倒木により、16日午後1時頃には幸岡地区で停電となり、午後3時過ぎには置戸町内ほぼ全域に拡大し、最大で1,811戸に被害が及びました。この間、北海道電力北見支店では非常災害対策事務所を設置し、停電状況の把握と復旧に向けた作業を行いましたが、町内全体で発生した約200カ所の倒木処理は困難を極め、最終的には17日の夕方まで倒木処理に時間を費やしました。結果的に全面復旧は18日の午前11時30分となりました。

役場における対応でありますが、施設整備課を中心に、まず町道の巡回監視を優先し、倒木個所の処理や北海道電力の復旧作業を支援するための除雪作業などを先行いたしました。また、停電が長期化するとの判断から、午後7時より中央公民館や地区公民館など4カ所に避難所を開設し、広報車や防災無線により情報提供を行いました。さらに、支援が必要と思われる高齢者世帯などは直接職員が出向き、安否確認

を行いました。避難所には5名の方、そのうち1名は陸別町の方でしたが、国道の通行止めによる帰宅困難者が利用されました。幸いにして事故の発生もなく、全員無事に帰宅されました。また、長時間の停電により酪農家への影響が懸念されましたことから、JAきたみらいと連携して、自家用の非常用発電機などによる緊急対応を行っていただきました。

被害の状況ですが、農業関係では停電により時間通りに搾乳のできなかった酪農家が30戸ありますし、うち1戸で牛乳1トン、被害額と言いましょうか、8万5,000円くらいだと思いますが、牛乳1トンを廃棄したところであります。また、豆類、馬鈴薯、デントコーンで26ヘクタール、ビートで400ヘクタールが雪に埋まりましたが、その後遅れはあるものの全量を収穫できたと聞いております。

次に林業関係では、関係機関の報告がありますが、国有林は作業道の倒木処理が未了のため被害調査はまだ行われていないということです。道有林については今のところ被害なしと判断しているようあります。民有林ですが、被害実面積で272ヘクタールほどに及び、森林組合では所有者と協議を行い、復旧計画により除伐、再造林等で復旧作業を進める予定と聞いております。また、町有林については被害実面積55ヘクタールで、被害が軽微な箇所については間伐等で、一部被害の大きかった箇所については再造林で対応したいというふうに考えております。

今回の長時間にわたる大規模停電では、幸いにして人的被害はありませんでしたけれども、災害発生時の町民への連絡体制、避難所の設置や運営方法など多くの整備すべき課題が浮き彫りになったというふうに思います。東日本大震災が発生して以降、特に災害に対する日常的備えや防災体制の整備は急務であると感じております。また、災害発生時の初動体制のあり方などは、特に町民の皆さんとの協力がなければ対応ができない事項もございます。今後町民の皆さんのご意見をいただきながら、災害に強いまちづくりを基本に防災体制の強化に万全を期してまいりたいというふうに思います。

次に置戸高校に対する学校給食の提供についてですが、道立置戸高等学校への支援は平成9年に期成会を立ち上げ、その後平成15年からは置戸高等学校支援対策協議会として各種支援対策を実施するとともに、学校における学習環境の改善などの要請活動を行ってまいりました。平成24年度になりまして学校長より置戸町の学校給食を本校の生徒にもぜひ食べさせてあげたいとの要望がございました。また、今年においても引き続き学校長、PTA会長をはじめ学校関係者からも学校給食提供の要望が出されたところであります。

これらの要望を受けまして、町としては給食センターにおける調理の可能性について検討してまいりました。また、置戸高校では1年生、2年生の生徒及び保護者に対するアンケート調査を実施したところ、生徒からは84%、保護者からは94%の方から給食を望む声が寄せられたとお聞きをいたしております。アンケートの中には、保護者から家庭の味を子どもたちに伝えるためにも手作りの弁当を持たせたいなどの貴重なご意見もあったようあります。これまでの検討結果、給食センターでは食器など新たな備品や保管設備などは必要ですが、施設改修までは伴わないことや調理行程でも大きな負担増にはならないと判断しております。置戸高校の生徒、保護者の給食に対する大きな期待や置戸町が行っている学校給食への評価などを考え、明年4月より置戸町の学校給食を高校にも提供するよう進めたいと考えております。

なお、初期の導入費用ですが、北海道教育庁と協議中ですが、給食搬入のための受け入れ施設の改修などについては北海道教育庁で行うよう協議を進めているところであります。本町の負担はオケクラフトなどの食器類や、あるいは食器の保管場所の整備などに係る経費でおおよそ300万円ほど必要

かと試算しているところであります。なお、給食費につきましては、食事の量は中学生と同じ程度と判断し、中学生と同額程度の負担を考えております。参考までに申し上げますが、現行1食272円であります。年間およそ200食になりますので、5万4,400円になろうかというふうに思います。徴収方法など、詳細については今後高校と協議を重ねてまいります。

置戸町の学校給食はご承知の通り、出来る限りの地場産食材の利用、手作り、本当の味を求めた食事作りであります。その料理をオケクラフトの食器でいただくことによって、高齢社会を支える福祉の担い手になるであろう生徒の、まさに心の豊かさにつながる教育の一つになることを期待するところであります。

以上2点申し上げまして行政報告といたします。

○佐藤議長 町長の行政報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、これで行政報告を終わります。

◎日程第 4 認定第 1号 平成24年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから

◎日程第10 認定第 7号 平成24年度置戸町下水道歳入歳出決算の認定についてまで

——7件 一括議題——

○佐藤議長 日程第4 認定第1号 平成24年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第10 認定第7号 平成24年度置戸町下水道歳入歳出決算の認定についてまでの7件を一括議題とします。本案は平成25年第7回町議会定例会に提案され、置戸町議会会員規則第38条第1項により決算審査特別委員会に付託の閉会中の継続審査のものです。委員長の報告を求めます。

3番 高谷勲決算審査特別委員会委員長。

○3番 高谷議員〔登壇〕 それでは決算審査についてのご報告を申し上げます。平成25年9月19日、第7回町議会定例会におきまして付託を受けた認定第1号 平成24年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第7号 平成24年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件の審査結果をご報告申し上げます。

決算審査特別委員会は9月19日に第1回の会議を開催し、正副委員長の互選と委員席の指定を行いました。審査のため、特別委員会は11月11日から15日までの5日間開催し、予算執行にかかる各関係書類、諸帳簿等を検査し、予算の適正な執行と行政効果に視点をおいて詳細かつ慎重に審査を行い、さらに関係課長の出席を求めて疑問点などを聴取しました。審査及び質疑の内容については省略いたしますが、審査結果はお手元に配布の審査報告書の通りいずれも認定すべきものと全員一致で決定したものです。

それでは決算審査特別委員会の審査意見を口頭で申し上げます。

平成24年度の日本経済は東日本大震災からの復興需要や政策効果により、夏場にかけて景気回復に向けた動きが見られましたが、秋以降世界経済の減速等を背景に輸出や生産を示す指数は下降傾向を示しました。貿易収支も欧州の景気低迷や中国の景気減速、尖閣諸島をめぐる日中関係悪化の影響などにより輸出が落ち込む一方、原子力発電所の運転停止に伴い、液化天然ガスや石油などの火力発電所向け燃料

の輸入が膨らみ、年間の貿易赤字額が過去最大となりました。デフレ脱却を目指すアベノミクスも地方まで浸透したとは言い難く、必ずしも国民の消費意欲に結びついてはいません。

その中にあって置戸町の平成24年度の一般会計の決算では、普通交付税と特別交付税を合わせて前年度に比べ3億1,013万円の増額、基金も総体で4億6,316万円増えています。実質収支額についても1億2,564万円の黒字となり、経済の低迷が続くなかでも良好な決算となっております。また、財政健全化率の数値を見ても、各会計連結決算による財政状況は健全な状況にあると言えます。しかし、財源の乏しい地方自治体にとって、地方交付税は大きな財源ですが、安定的な収入とは言い難く、国の方針などによる不確定要素が多いため、常にその動向に注意する必要があります。

本町では簡易水道の統合や中学校の耐震・内部改修など、大型事業が始まりました。また、施設維持費の増高など、今後の経常経費の増加が見込まれます。町の将来を考えると、公共施設の新設や改修にあたって、10年、20年先を見据えた必要性や有効性の判断が必要となります。財政状況が悪化しないよう、今後一層事務事業見直しと創意工夫に努め、より効率的な行財政運営が求められています。昨年7月より実施した置戸町住宅改修奨励事業は町民の申し込みも多く、町民の住宅環境の改善と地域経済の活性化につながっています。住宅新築に助成する森と住まいの支援事業と併せて制度の見直しや充実を図り、よりよい制度となることを望みます。また、社会教育の新規事業として行われた食のまちづくり事業は公民館サロンや栄養士の連絡会議などにより地産地消の動きとして、基幹産業である農業と食のつながりについて理解を深めています。

本町の食の代表である学校給食や障害を持つ方たちの拠点施設との連携を図りながら、今後の発展に期待します。併せて新たな事業や重点事業の実施に際し、町職員の重点配置や適正配置により、予算と人員の両面から相乗効果を生み出すことも期待したいと思います。

置戸町の高齢化は今後も進行することが予想されます。消費税率の引き上げが2段階で予定されていることもある、消費の落ち込みが懸念されます。自主財源である町税の伸びは今後も期待薄の状況にあり、収納率の向上に努められるようお願いいたします。また、町税、使用料の滞納繰越金については担当者の徴収努力は認めるものの、社会を支える会費として、また公平の原則からもなお一層徴収努力を望むものです。

以上申し上げ、委員長報告といたします。

○佐藤議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は議案の順序で行います。

まず、認定第1号 平成24年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次に移ります。

認定第2号 平成24年度置戸町国民健康保健特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次に移ります。

認定第3号 平成24年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○質疑なしと認め、次に移ります。

認定第4号 平成24年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次に移ります。

○佐藤議長 認定第5号 平成24年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次に移ります。

認定第6号 平成24年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、次に移ります。

認定第7号 平成24年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認めます。

全体を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これから認定第1号 平成24年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第7号 平成24年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件を一括採決します。

認定第1号から認定第7号までに対する委員長の報告はお手元に配布の審査報告書の通り、いずれも認定とするものです。

認定第1号から認定第7号までの7件については委員長報告の通り認定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、認定第1号 平成24年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第7号 平成24年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件についてはいずれも認定することに決定しました。

◎日程第11 議案第60号 置戸町子ども・子育て会議設置条例

の制定についてから

◎日程第23 議案第72号 平成25年度置戸町下水道特別会計

補正予算(第2号)まで

——13件 一括議題——

○佐藤議長 日程第11 議案第60号 置戸町子ども・子育て会議設置条例の制定についてから日程
第23 議案第72号 平成25年度置戸町下水道特別会計補正予算(第2号)までの13件を一括議題としま
す。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました議案第60号は置戸町子ども・子育て会議設置条例の制定につ
いてから議案第72号 平成25年度置戸町下水道特別会計補正予算(第2号)まではそれぞれ議案の内容
について担当課長の方から説明を申し上げます。

〈議案第60号 置戸町子ども・子育て会議設置条例の制定について〉

○佐藤議長 まず議案第60号 置戸町子ども・子育て会議設置条例の制定について。
地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 議案第60号 置戸町子ども・子育て会議設置条例の制定について説明
をいたします。本条例は子ども・子育て支援法の規定に基づき、子ども・子育て支援事業計画の策定及び
子育て支援施策の推進などを図るため、置戸町子ども・子育て会議設置条例を制定するものであります。

それでは説明資料により説明いたしますので、議案第60号説明資料をご覧いただきたいと思います。初
めに1番目の子ども・子育て会議の設置目的がありますが、平成24年8月に成立しました子ども・子育て支
援法第77条において、市町村は条例で定めるところにより市町村子ども・子育て支援事業計画の策定変更
及び子ども・子育て支援に関する施策の総合的計画的な推進に関する調査審議などを行うための審議会
その他の合議制の機関を置くよう規定されておりまして、今回この規定に基づき置戸町子ども・子育て会議
を設置するものであります。

次に2の子ども・子育て会議の役割についてであります、1点目として幼稚園、保育園、認定子ども園な
どの教育保育施設や小規模保育などの地域型保育事業の利用定員などを定めること。二つ目といたしま
して、平成27年から平成31年度までの5年を1期とします子ども・子育て支援事業計画の策定とその計画の
変更に関すること。

3点目といたしまして、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進などについて調査審
議することになります。

3の子ども・子育て支援事業計画の記載事項につきましては資料に記載の通り教育、保育、子ども・子育
て支援事業などの事業量の見込み、提供体制、事業実施時期などを記載することとなります。なおこの事
業計画は平成26年度中の策定となりまして、先に策定いたしました置戸町次世代育成支援行動計画につ
きましては、平成26年度での終了となりまして、本計画に移行することとなります。

それでは条例の内容について説明いたしますので本議案にお戻りいただきたいと思います。

置戸町子ども・子育て会議設置条例を次の通り制定する。置戸町子ども・子育て会議設置条例。本条例は条文といたしまして設置から委任までの全9条で構成されております。第1条の設置は先程申し上げました通りであります。第2条の所掌事務は子ども・子育て支援法第7条第1項各号に掲げられた事務を処理することとなります。第3条の組織は委員15名以内で子どもの保護者、子ども・子育て支援に関し学識経験を有するもの。子育てに関する活動を行う団体関係者、その他町長が適当と認める者から選出し委嘱をいたします。第4条の委員の任期につきましては2年としております。5条につきましては会長、副会長の規定で、第6条は会議の規定を定めております。第7条の意見聴取等は必要があると認めたときは関係者の出席を求め、その意見もしくは説明を聴き、資料の提供を求めることができるものとしております。第8条の庶務は地域福祉センターで処理すること、第9条につきましては委任事項を定めております。

附 則

この条例は公布の日から施行する。

以上で議案第60号の説明を終わります。

〈議案第61号 置戸町税条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に議案第61号 置戸町税条例の一部を改正する条例。

町民生活課長。

○田中町民生活課長 議案第61号 置戸町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

置戸町税条例(昭和29年条例第13号)の一部を次のように改正する。

この改正は地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令がそれぞれ公布されたことに伴い、これと整合性を図るため所要の改正を行うものでございます。

それでは条例の改正内容につきましては説明資料でご説明いたしますので、議案第61号説明資料、1枚ものをご覧願います。表の左の欄は税目・改正項目です。右欄は改正内容でございます。改正項目の公的年金からの特別徴収における徴収税額の算定方法の見直し(1)。右欄①の改正は、町外に転出をしたときの特別徴収の取り扱いの変更でございます。現行では賦課期日後に当該市町村の区域外に転出をした場合には特別徴収の対象から外れ、普通徴収となり、年金からの天引きは中止となりましたが、改正後は町外に転出をした場合においても転出日の属する年度中の特別徴収は継続されることとなりました。

次の②の改正は、公的年金からの特別徴収制度の見直しでございます。年金所得者の納税の便宜や徴収事務の効率化を目的として徴収税額を平準化するもので、具体的には公的年金の支払いの際に徴収する仮徴収税額を前年度の特別徴収税額、年税額の2分の1に相当する額とするものでございます。表につきましては左欄が現行、右欄が改正後となっています。仮徴収税額につきましては4月、6月、8月に年金から天引きとなります。また、本徴収税額は10月、12月、2月に年金から天引きとなります。

まずは現行でございます。仮徴収税額は前年度分の10月、12月、2月の本徴収税額を3で割った額、すなわち前年の2月の税額と同額が仮徴収税額の期別税額となり、4月、6月、8月の年金支給月から天引きされていました。次に下段の本徴収税額は年税額から仮徴収税額を引いて3で割った額が期別税額となり、10月、12月、2月の年金から天引きされていました。右欄の改正後につきましては、仮徴収税額は前年度分の年税額の2分の1を3で割った額、すなわち前年度分の税額に変更がなければ年税額を6で割った額が仮徴収税額の期別税額となり、4月、6月、8月の年金から天引きとなります。なお、本徴収税額の計算方法についての変更はございません。

これにより、現行においては一度生じた仮徴収税額と本徴収税額の不均衡は平準化しない状況にありましたが、改正後は年間を通じた特別徴収税額の平準化が図られることとなります。①、②とも施行日は平成28年10月1日からでございます。

改正内容の2点目、金融所得課税の一体化等の見直し。(2)①の改正は、納税義務者が支払いを受けるべき特定公社債等の利子所得等について申告分離課税の対象とすることとなりました。次の②の改正は特定公社債等の利子所得等について、申告分離課税が可能になることに伴い、個人投資家が税負担に左右されることなく金融商品を選択できるように、現行上場株式等の配当所得及び譲渡損益に限定されていた損益通算範囲を改正後は公社債等の利子所得や譲渡損益まで拡大され、損益通算ができることとなりました。

次の③の改正は、現行上場株式等の譲渡所得等と非上場株式等の譲渡所得等間での損益通算は可能でしたが、金融商品間での課税関係の簡素化を目的として、改正後は上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等に係る譲渡所得等を別々の分離課税制度としたうえで、特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税と一般公社債等と非上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税に改組し、損益通算ができないこととなりました。①、②、③とも施行日は平成29年1月1日からでございます。

その他改正につきましては、地方税法の改正による引用条項や文言等を整理するものでございます。なお別冊の議案第61号説明資料 置戸町税条例の一部を改正する条例新旧対照表につきましては後ほどご覧ください。

以上で説明を終わります。

〈議案第62号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に議案第62号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

町民生活課長。

○田中町民生活課長 議案第62号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

置戸町国民健康保険税条例(昭和33年条例第7号)の一部を次のように改正する。

本改正も町税条例の改正と同様に、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令がそれぞれ公布されたことに伴い、これと整合性を図るため、国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。国民健康保険税の所得割の算定にあたっては、前年の総所得金額及び三次所得金額に基づき算定されますが、退職所得を除く分離課税に係る所得については当該総所得金額等に加算して算定されることとされております。改正内容は、先程の町税条例議案第61号説明資料の金融所得課税の一体化等の見直しの説明と同じ説明となりますので、要約し説明しますが、本改正は特定公社債等の利子等に係る利子所得が新たに申告分離課税の対象とされたこと、また株式等に係る譲渡所得等の分離課税制度が上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税制度と非上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税制度に改組されたことに伴い、国民健康保険税の課税の特例を定める規定について、法令改正に併せ所要の整備を行うものでございます。

附 則

第1条 この条例は平成29年1月1日から施行する。

第2条 この条例による改正後の置戸町国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度

分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

なお、別冊の議案第62号の説明資料、置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表につきましては後ほどご覧ください。

以上で説明を終わります。

〈議案第63号 置戸町公民館条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に議案第63号 置戸町公民館条例の一部を改正する条例。

社会教育課長。

○今西社会教育課長 議案第63号 置戸町公民館条例の一部を改正する条例について説明いたします。

置戸町公民館条例(昭和23年条例第30号)の一部を次のように改正する。

今回の公民館条例の一部改正は、旧勝山小学校を勝山公民館に転用するために、所在地の変更と使用料の改定を行うものです。以下別紙の議案第63号説明資料 置戸町公民館条例の一部を改正する条例新旧対照表によりご説明いたします。

議案第63号説明資料 置戸町公民館条例の一部を改正する条例新旧対照表。新旧対照表の右の欄が現行、左の欄が改正案となります。改正箇所につきましては太字、アンダーラインを付して表示しております。第3条の公民館の名称及び設置場所ですが、3段目の置戸町勝山公民館の位置を置戸町字勝山247番地の2から置戸町字勝山247番地の1に変更するものです。次に別表第1の公民館使用料のイ、勝山公民館の使用料の改定について、現行の表を改正案の表の通り改定するものです。なお、この改正案の積算の根拠ですが、従来の使用料改定の積算方法に準じ、現在の午前の料金を面積で割り出した単価に新公民館の使用目的や放送等で同様の議案の面積を掛けて算出した金額を10円の桁で四捨五入してございます。

適用した単価は、現行の講堂の単価を改正案の多目的ホールに適用いたしました。次に会議室1、会議室2(高齢者用)、研修室については現行の会議室の単価を適用いたしました。次に現行の調理室につきましては改正案の調理実習室、さらに現行の研修室、これは和室でございますが、この研修室の単価を改正案の高齢者研修室に適用いたしました。また、午後の料金は午前の1.1倍。夜間の料金は午前の1.2倍。全日の料金は午前の3倍で計算し、それぞれ10円の桁で四捨五入してございます。最後に特別利用の料金ですが、1泊2日全館使用の場合で、主に葬儀での使用を想定しています。特別利用の料金の積算根拠は全日の金額を合計して2倍し、100円の桁で四捨五入してございます。

ただし、勝山公民館では使用料の対象となる部屋数が現行4部屋から、改正案では6部屋となり、葬儀の場合に研修室は使わない見込みでございますので、特別利用の積算から除外いたしました。また、会議室1は受付会計に、会議室2(高齢者用)につきましては僧侶控室となる予定でございますので、実際の使用面積に比べ部屋面積が大きいため4分の1を減額いたしました。

したがいまして、特別利用の積算に限り会議室の全日を3,150円、会議室2(高齢者用)を2,925円、研修室を無料に置き換え積算いたしております。なお、参考までに各地区公民館等の特別利用料金ですが、秋田地区住民センターが3万2,000円、境野公民館が4万4,000円となっております。以上で新旧対照表の説明を終わります。本議案にお戻り下さい。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上で議案第63号 置戸町公民館条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

〈議案第64号 置戸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に議案第64号 置戸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

町民生活課長。

○田中町民生活課長 議案第64号 置戸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

置戸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例(平成20年条例第1号)の一部を次のように改正する。

本改正につきましても、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令がそれぞれ公布されたことに伴い、これと整合性を図るため所要の改正を行うものでございます。改正内容につきましては議案第64号及び第65号説明資料、1枚もので説明いたしますので資料をご覧願います。

議案第65号は置戸町介護保険条例の一部を改正する条例で、改正内容は本改正内容と同じでございます。なお本改正は6月定例会で提案、ご承認をいただきました町税条例の一部改正に併せ提案、お諮りをするところではございますが、後期高齢者医療広域連合の通知に基づき、今回改正を行うものでございます。

それでは説明をさせていただきます。表の左欄が改正項目、右欄が改正内容でございます。本改正は置戸町後期高齢者医療に関する延滞金の割合の特例の改正であります。延滞金の割合については、現在の低金利の状況を踏まえて納税者の負担を軽減する観点から国税の見直しに併せ後期高齢者保険料に係る延滞金の利率を引き下げるもので、延滞金に係る各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合は、それぞれ延滞金の区分に定める割合とするものであります。具体的には納期限の翌日から起算して1ヶ月を経過した日以後に適用される本則14.6%の割合を、新たに国内銀行の貸出約定平均金利をもとに特例基準割合を定める方式に改めるもので、貸出約定平均金利が現行の1%とした場合は9.3%に、納期限ご1ヶ月以内の本則7.3%の割合を新たな適用では3%に、また還付加算金7.3%は2%に引き下げがなされるものでございます。

本議案にお戻りください。

附 則

第1条 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

第2条 改正後の置戸町後期高齢者医療に関する条例の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

なお、別冊の議案第64号説明資料 置戸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表につきましては後ほどご覧ください。

以上で説明を終わります。

〈議案第65号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に議案第65号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例。

地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 議案第65号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

置戸町介護保険条例(平成12年3月16日条例第6号)の一部を次のように改正する。

今回の改正は、先程説明のありました議案第64号の置戸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例と同じく、国税及び地方税の延滞金の見直しに併せまして、介護保険料に係る延滞金の割合を引き下げるために改正するものであります。

改正の概要でありますが、置戸町介護保険条例第9条で、延滞金の割合は納期限後1ヶ月までは年7.3%、1ヶ月を過ぎますと、年14.6%と規定されておりますが、附則で1ヶ月までの年7.3%について特例措置を設けておりまして、今回その附則を改正するものでございます。

条例の改正内容につきましては別紙の議案第65号の説明資料、置戸町の介護保険条例の一部を改正する条例の新旧対照表併せて条例の改正概要で説明しますのでご覧いただきたいと思います。

改正は附則第6条の改正でございまして、一点目といたしまして、これまで納期限後1ヶ月までの延滞金のみに特例を設けておりましたが、1ヶ月を過ぎた場合の延滞金についても特例を設けるため、年14.6%の割合、これを追加するものでございます。次に改正の2点目といたしまして、特例基準割合の算定の基準を従来前年11月30日時点の日本銀行法の規定により定められる就業手当の基準割引率に年4.0%を加算した割合ときていたところでございますが、今回の改正で納期限後1ヶ月の延滞金の特例では、特例基準割合を国内銀行の短期貸出約定平均金利をもとに告示された割合、これに年1%を加算した割合に改めるものでございます。計算しますと本年におきましては、表にございますとおり3%ということになります。また、納期限後1ヶ月を過ぎた延滞金の特例では、先程説明した特例基準割合に年7.3%を加算した割合となりまして、計算しますと今年度においては9.3%というふうになります。なお、特例の上限につきましては介護保険条例本文に定めます、1ヶ月までは年7.3%、1ヶ月を過ぎた場合は、年14%となります。

本議案にお戻りください。

附 則

第1条 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

第2条 改正後の置戸町介護保険条例の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以降の期間に 対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

以上で議案第65号の説明を終わります。

すいません。先程1ヶ月を過ぎた延滞金の利率について年14%と言いましたけれども、14.6%でございます。訂正をさせていただきます。

○佐藤議長 しばらく休憩します。10時50分から再開します。

休憩 10時34分

再開 10時50分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の説明を続けます。

〈議案第66号 平成25年度置戸町一般会計補正予算(第5号)〉

○佐藤議長 議案第66号 平成25年度置戸町一般会計補正予算(第5号)。

町づくり企画課長。

○栗生町づくり企画課長 議案第66号について説明いたします。

議案第66号 平成25年度置戸町一般会計補正予算(第5号)。

平成25年度置戸町の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,058千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,262,704千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正につきましては後程別冊の平成25年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第5号)で説明いたします。

第2表 債務負担行為の補正について説明いたしますので、本議案の3ページをお開きください。

第2表 債務負担行為の補正。

今回の債務負担行為の補正は平成25年度中における農業灾害に対する利子補給で、播種期の低温、日照不足、生育期の干ばつ、収穫期の長雨といった複合的な気象災害により、大きな被害を受けた農業者の災害対応資金に対して利子補給金を交付することで被災農業者の経営の安定を目的として追加補正するものです。異常気象災害営農資金、平成26年度からの債務負担で、期間は平成26年度から平成32年度までの7年間、130万円を限度として利子補給するものです。

次に、別冊平成25年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書(第5号)の最終ページになりますが、13ページをお開き願います。債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額、または支出額の見込み、及び当該年度以降の支出予定額に関する調書です。事項及び限度額につきましては先程の説明の通りです。当該年度以降の支出予定額は7年間で130万円。なお、平成26年度からの債務負担となりますので、カッコ内平成25年度の支出予定額はございません。また、財源内訳ですが、全額一般財源を見込んでおります。

引き続き第1条の歳入歳出予算の補正について説明いたしますので、事項別明細書の6ページ、7ページをお開きください。3. 歳出から説明いたしますが、3款民生費、1 項社会福祉費から地域福祉センター所長が説明いたします。

(以下地域福祉センター所長説明、記載省略。平成25年度置戸町一般会計補正予算(第5号)、別添の通り)

〈議案第67号 平成25年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)〉

○佐藤議長 次に議案第67号 平成25年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)。

町民生活課長。

○田中町民生活課長 議案第67号 平成25年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)に

についてご説明申し上げます。

平成25年度置戸町の国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37, 353千円を追加し、歳入歳出予算の総

額を歳入歳出それぞれ547, 862千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは第1表 歳入歳出予算補正について、別冊の置戸町国民健康保険特別会計補正予算別冊事項別明細書(第3号)により、歳出より説明いたしますので、事項別明細書の6ページ、7ページをお開きください。

(以下町民生活課長説明、記載省略。平成25年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算事項別明細書(第3号)、別添の通り)

〈議案第68号 平成25年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)〉

○佐藤議長 次に議案第68号 平成25年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

町民生活課長。

議案第68号 平成25年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

平成25年度置戸町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ572千円を減額し、歳入歳出予算の総額を

歳入歳出それぞれ51, 928千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは第1表 歳入歳出予算補正について、別冊の置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算事項別明細書(第1号)により、歳出より説明いたしますので、事項別明細書の4ページ、5ページをお開きください。下段をご覧ください。

(以下町民生活課長説明、記載省略。平成25年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算事項別明細書(第1号)、別添の通り)

〈議案第69号 平成25年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)〉

○佐藤議長 次に議案第69号 平成25年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)。

地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 議案第69号 平成25年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について説明をいたします。

平成25年度置戸町の介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ352千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ321, 193千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、別冊の平成25年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算事項別明細書(第2号)により説明いたしますので、事項別明細書の4ページ、5ページをお開きください。それでは下段歳出から説明いたします。

(以下地域福祉センター所長説明、記載省略。平成25年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)、別添の通り)

〈議案第70号 平成25年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)〉

○佐藤議長 次に議案第70号 平成25年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)。

地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 議案第70号 平成25年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)について説明をいたします。

平成25年度置戸町の介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ775千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,675千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、別冊の平成25年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算事項別明細書(第2号)により説明いたしますので、事項別明細書の4ページ、5ページをお開きください。それでは下段歳出から説明いたします。

(以下地域福祉センター所長説明、記載省略。平成25年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)、別添の通り)

〈議案第71号 平成25年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第2号)〉

○佐藤議長 次に議案第71号 平成25年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第2号)。

施設整備課長。

○小鷹施設整備課長 議案第71号 平成25年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第2号)についてご説明します。

平成25年度置戸町の簡易水道特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ498,499千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、別冊の平成25年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書(第2号)でご説明しますので、4ページ、5ページをお開き願います。下段の歳出からご説明いたします。

(以下施設整備課長説明、記載省略。平成25年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書(第2号)、別添の通り)

〈議案第72号 平成25年度置戸町下水道特別会計補正予算(第2号)〉

○佐藤議長 次に議案第72号 平成25年度置戸町下水道特別会計補正予算(第2号)。

施設整備課長。

○小鷹施設整備課長 議案第72号 平成25年度置戸町下水道特別会計補正予算(第2号)についてご説明します。

平成25年度置戸町の下水道特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,193千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ259,273千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1条の歳入歳出予算の補正につきましては、別冊の平成25年度置戸町下水道特別会計補正予算事項別明細書(第2号)でご説明しますので、4ページ、5ページをお開き願います。下段の歳出からご説明いたします。

(以下施設整備課長説明、記載省略。平成25年度置戸町下水道特別会計補正予算事項別明細書(第2号)、別添の通り)

○佐藤議長 これで議案第60号から議案第72号までの提案理由の説明を終わります。

◎日程第24 同意第 3号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○佐藤議長 日程第24 同意第3号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○井上町長 ただいま議題となりました同意第3号は置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。本町固定資産評価審査委員会委員 桑山隆氏は平成26年1月11日をもって任期満了となるので、後任に次のものを選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

後任者であります、住所は常呂郡置戸………、氏名は桑山隆氏でございます。生年月日は現在70歳でございます。桑山隆氏の略歴等………省略。固定資産の評価審査委員会の委員としても4期務められておりまして、十分なそうした知識、識見等も兼ね備えていらっしゃる方だというふうに思っておりますので、委員の選任についての同意をよろしくお願い申し上げ、議案の説明を終わります。

○佐藤議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論は置戸町議会運用例により省略します。

これから同意第3号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。この採決は起立によって行います。

本案に同意することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、同意第3号 置戸町固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定しました。

◎日程第25 報告第 8号 財政的援助団体の監査結果報告について

○佐藤議長 日程第25 報告第8号 財政的援助団体の監査結果報告について。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○早坂事務局長 報告第8号について申し上げます。監査委員が平成25年10月29日、財政的援助団体の監査を執行され、お手元に配布の通りの結果報告がありました。報告を終わります。

○佐藤議長 これで報告済とします。

◎日程第26 報告第 9号 定期監査の結果報告について

○佐藤議長 日程第26 報告第9号 定期監査の結果報告について。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○早坂事務局長 報告第9号について申し上げます。

監査委員が平成25年11月25日に工事発注状況及び委託発注状況、現地監査を執行され、お手元に配布の通りの結果報告がありました。報告を終わります。

○佐藤議長 これで報告済とします。

◎日程第27 報告第10号 例月出納検査の結果報告について

○佐藤議長 日程第27 報告第10号 例月出納検査の結果報告について。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○早坂事務局長 報告第10号について申し上げます。監査委員が平成25年8月30日、9月30日及び10月31日現在の出納状況について検査を執行され、お手元に配布の通りの結果報告がありました。報告を終わります。

○佐藤議長 これで報告済とします。

◎日程第28 総務常任委員会の所管事務調査報告について

○佐藤議長 日程第28 総務常任委員会の所管事務調査報告について。

委員長の報告を求めます。

5番 細川昭夫総務常任委員会委員長。

○5番 細川議員〔登壇〕 本年度総務常任委員会が実施いたしました道内所管事務調査に係る所見及び現状はお手元に配布の調査報告書の通りです。調査期間は平成25年11月18日から20日の3日間、調査場所は清水町、滝川市、喜茂別町の3カ所で、委員9名と議長、随行員1名の11名で調査を行いました。

それでは調査に係る所見について申し上げます。初日は清水町のバイオマスの活用状況について調査しました。バイオマスとは生物資源の量を表すもので、「再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」と言われています。元をたどれば食物によって取り込まれた太陽エネルギーであるため、エネルギーが獲得できるなら再生可能なエネルギーとなります。

清水町では、十勝地域全体のバイオマス活用推進状況に合わせ「清水町バイオマス活用推進計画」を策定し、町として総合的にバイオマスの利活用を進め、バイオガスプラントや家畜排せつ物堆肥化施設などの建設を進めてきました。また、バイオ燃料の生産拠点施設、北海道バイオエタノール十勝清水工場も稼働しています。

酪農による糞尿を利用したバイオガスプラントでは、発電が主な目的となります。プラントの膨大な建設費や既存の脆弱な配電線がネックとなっています。バイオエタノール燃料については、ビートなどの原料確保や本州にあるガソリンと混合する施設への輸送費など、コスト上の問題もあって、現状では生産や利用の拡大に至っていません。

バイオマスの利活用は、どのようなバイオ資源をどのように活用するかでその方法が違ってきます。また、施設を建設するにも相当の経費がかかります。このようなことから、農林業を基幹産業とする本町は豊富なバイオマス資源に恵まれていますが、利用するバイオと目的を明確にした戦略の必要性を感じたところであり、そのために専門の研究協議の場が必要と考えます。

2日目は滝川市の廃屋・空き家対策について調査いたしました。滝川市にあって高齢化と核家族化が進み、市街地での空き家が発生する状況が生まれてきました。また豪雪地域にあることから、雪による倒壊や落雪の心配などから、空き家対策を求める市民の声が高まっていました。

このような中、平成24年に「滝川市空き家適正管理に関する条例」を制定し、危険な空き家に対する市の対応を定めました。空き家条例制定の効果は、空き家所有者に放置してはいけないという意識の変化を求めるこことや、行政として措置手段を明確にしたことであり、抑止力としての効果が大きいと言えます。

条例制定後1年8カ月と間もないこともあります。滝川市が条例で定めた内容での空き家処理状況は、管理不十分な状態であると認められた場合の所有者に文書を送付する指導、助言にとどまっています。空き家に対して何らかの措置が必要となった場合、空き家条例があればその手続きや仕組みを明確にすることができますし、所有者が管理不全な状態とならないための意識付けとなります。しかし、危険を取り除くための措置経費や取り壊し撤去には多額の費用がかかります。私的財産への助成につながるとして、滝川市では制度化されなかったものの、本町では現実的な対応策として空き家の修繕や撤去に対する町の助成制度も含めた条例の検討を望みます。

3日目は喜茂別町の地域おこし協力隊について調査を行いました。少子高齢過疎化に悩む喜茂別町にとって、町外から人を呼び、住民との交流を深めながら地域の活性化を図りつつ、経済活動につなげていく地

域おこし協力隊事業の結果、10名中8名もの人間が町に残り、新たな生活を始めることは大きな成果だったと思います。この背景には、過疎地でありながら札幌やニセコに近いといった立地条件の良さもありますが、隊員の受け入れにあたってコンソーシアムというしっかりした組織づくりができたこと、生計を立てるところまで視野に含めた事業であったこと、そしてそれを可能にした地域おこし協力隊制度での国の財政支援がありました。

本町にあっても、地遊人制度、山村留学制度、クラフトの研修制度、住宅の新築や改修費助成など定住に繋がる制度を設け成果を上げてきましたが、クラフトの研修制度を除いてはそれぞれの制度目的などから起業、就業の支援までを含めた制度とはなっていません。

やはり、町内で暮しをたてていくことができなければ定住にはつながりません。今までの制度にこだわることなく、国や北海道の集落支援施策、定住対策など、積極的に情報を収集し制度政策の導入を図っていく姿勢が必要と考えます。

次に調査事項に係る現状についてはお手元に配布の報告書の通りですので説明を省略させていただきます。以上を申し上げて報告を終わりにします。

○佐藤議長 委員長の報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め、これで報告済みとします。

◎散会の議決

○佐藤議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

◎散会宣言

○佐藤議長 本日はこれで散会します。

散会 11時55分

平成25年第8回置戸町議会定例会(第2号)

平成25年12月12日(木曜日)

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

(諸般の報告)

日程第 2 一般質問

日程第 3 議案第60号 置戸町子ども・子育て会議設置条例の制定について

日程第 4 議案第61号 置戸町税条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第62号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第63号 置戸町公民館条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第64号 置戸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第65号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例

日程第 9 議案第66号 平成25年度置戸町一般会計補正予算(第5号)

日程第10 議案第67号 平成25年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

日程第11 議案第68号 平成25年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第12 議案第69号 平成25年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

日程第13 議案第70号 平成25年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)

日程第14 議案第71号 平成25年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第2号)

日程第15 議案第72号 平成25年度置戸町下水道特別会計補正予算(第2号)

日程第16 意見書案第12号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する要望意見書

日程第17 意見書案第13号 利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める要望意見書

日程第18 意見書案第14号 高規格幹線道路整備促進に関する要望意見書

○会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

(諸般の報告)

日程第 2 一般質問

日程第 3 議案第60号 置戸町子ども・子育て会議設置条例の制定について

日程第 4 議案第61号 置戸町税条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第62号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第63号 置戸町公民館条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第64号 置戸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第65号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例

日程第 9 議案第66号 平成25年度置戸町一般会計補正予算(第5号)

- 日程第10 議案第67号 平成25年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
 日程第11 議案第68号 平成25年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
 日程第12 議案第69号 平成25年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
 日程第13 議案第70号 平成25年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)
 日程第14 議案第71号 平成25年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第2号)
 日程第15 議案第72号 平成25年度置戸町下水道特別会計補正予算(第2号)
 日程第16 意見書案第12号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する要望意見書
 日程第17 意見書案第13号 利用者本位の持続可能な介護保険制度の確立を求める要望意見書
 日程第18 意見書案第14号 高規格幹線道路整備促進に関する要望意見書

○出席議員(10名)

1番 嘉藤 均 議員	2番 小林 満 議員
3番 高谷 黙 議員	4番 岩藤 孝一 議員
5番 細川 昭夫 議員	6番 石井 伸二 議員
7番 竹内 雅俊 議員	8番 阿部 光久 議員
9番 佐藤 勇治 議員	10番 佐藤 純一 議員

○欠席議員(0名)

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町長 井上 久男	副育長 和田 薫
会計管理者 鎌田 満	町づくり企画課長 栗生 貞幸
総務課長 中村 啓二	総務課参与 村松 登喜男
町民生活課長 田中 英規	産業振興課長 坂口 博昭
施設整備課長 小鷹 浩昭	地域福祉センター所長 鈴木 正美
施設整備課技監 高橋 一史	総務課長補佐 高木 恒治
町づくり企画課財政係長 小島 敦志	

〈教育委員会部局〉

教育長 平野 毅	学校教育課長 萩島 賢治
社会教育課長 今西 輝代教	森林工芸館長 北山 雅俊
生涯学習情報センター長 深川 正美	

〈農業委員会部局〉

事務局長 桶口 輝夫

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 中村啓二(兼)

〈監査委員部局〉

代表監査委員 本間靖洋

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長 早坂 豊 議事係長 佐藤百合子

臨時事務職員 中田美紀

◎開議宣告

○佐藤議長 これから会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○佐藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は置戸町議会会議規則第122条の規定によって、1番 嘉藤均議員及び2番 小林満議員を指名します。

◎諸般の報告

○佐藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○早坂事務局長 本日議会から提出された事件は次のとおりです。

・意見書案第12号から意見書案第14号。

本日の説明員は前日のとおりです。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

報告を終わります。

○佐藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 一般質問

○佐藤議長 日程第2 一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

1番、嘉藤均議員。

○1番 嘉藤議員〔一般質問席〕 通告にしたがいまして町長に質問をいたします。

大規模停電に伴う被害の状況、対応、今後の課題について伺います。10月16日から17日にかけて本町において大規模な停電が発生をいたしました。台風崩れの低気圧が接近したことにより、雪のち雨の予報が雨にならずに水分の多い時期はずれの雪が降り続き、落葉前の樹木に着雪したことにより、幹の折れ、倒木があり、送電線の切断が町内至る所で発生し、長時間に及ぶ大規模停電になりました。

本町は比較的災害の少ない町というイメージがありましたら、現実を目の当たりにすると、そうとも言つていられない思いが湧いてきます。過去に例のない全町的な停電であり、役場に窓口を設置するほどの災害がありました。町民の皆さんには大変な不安をいたいたのではないかと推察をいたします。私は一昨年3月1日に発生いたしました東日本大震災を受けて、その年の6月に定例議会一般質問において災害時の危機管理と防災計画についての質問をいたしました。ダムの決壊の不安、あるいは災害時の備蓄、災害時の対応について町長に伺いましたが、ダムの安全性の説明と今後の課題についての答弁がありました。今回の雪害による災害の長時間の停電、いわゆるライフラインを絶たれた災害、電気や水、食糧などと言った身近なものが長時間供給されないことの大変さを改めて感じたところです。

そこで今回の被害の状況、当時の対応、今後の課題を伺います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 大規模停電に伴う被害の状況あるいは対応、今後の課題についてということでのご質問かと思います。ご案内のように10月16日から17日にかけて発生した大規模停電に伴うこの被害状況等ありますが、停電発生の原因というのは議員からもご紹介がありましたように、町内における状況、あるいは昨日行政報告でも申し上げましたので、これらの原因等については省略をさせていただきたいと思いますが、現段階までに判明している被害状況等、あるいは対応について申し上げたいと、このように思います。

まず、農業関係ですが、停電が長時間となったことから、酪農家の搾乳作業に影響が出ました。現在酪農家51戸ですが、そのうち21戸が自己所有あるいは近隣農家や業者の方から借り入れによる非常用の発電機での対応によって16日夜の搾乳作業を終えたところあります。残りの30戸につきましては、同様に近隣農家から借りたりした非常用の発電機によって17日の朝からの搾乳作業を順次開始をしていったということになります。しかし、ちょっと原因は不明なでありますが、バルククーラーの故障によって1戸で1トンの牛乳が出荷できませんでした。被害額としては8万5,000円程度かというふうに思います。

また、畑作に関してですが、豆類あるいは飼料用作物などで26ヘクタール、ビートで400ヘクタールが雪に埋まった状態になったわけでありますが、終日で雪が解けたことから、収穫の遅れはありましたけれども、すべて終了しております。

次に林業関係ですが、町有林につきましては現在約3分の1の調査を終えておりますが、調査面積のすでに終わった面積ですが、このうちの約半分で被害が確認されております。被害実面積は55ヘクタールとなっております。被害のほとんどが、被害があったと言っても、その実被害というのは10%あるいは20%と軽微なものでありますし、今後は間伐などで対応していきたいと考えております。ただ、被害の大きかった約1ヘクタール、拓殖の1の沢でありますけれども、治山事業で行った保安林であります。これについては再造林が必要だらうと、このように判断をしているところであります。また、民有林につきましては、カラマツ30年生未満、それからシラカバ、そして保険加入林の約9割で調査をすでに行いました。被害実面積は272ヘクタールと報告を受けております。森林組合と所有者との協議によりまして、復旧計画を作成して被害状況に併せ除伐あるいは再造林といった対応を今現段階では検討しているということになります。また、国有林、道有林の関係であります。国有林につきましては作業道の倒木処理というのがまだ終わってませんので調査の方もそういう意味では遅れているという状況であります。また、道有林の方は現在のところ被害はないというような報告をいただいております。

この不測の事態での対応ということでありますけれども、過去にこれほど長時間にわたる停電がなかったことから、対応に苦慮したというところは率直に言ってあるというふうに思います。酪農家における停電の際の対応策としては、非常用発電機の準備がある種当然のように必要であるということ。また林業関係では積雪による被害というのを最小限に食い止めるには除伐や間伐などを適切に行うことが有効だというふうに思われます。そうした意味では今後関係機関とも連携を一層密にしながら、適切な助言あるいは対応といったものに努めて参りたいと、そのように思っております。また、様々な災害発生を想定して日頃からの防災訓練、あるいは防災体制の整備がいかに重要であるかということを改めて、今改めてと言いましょうか、再認識したところであります。特に災害発生状況などをこまめに発信するための情報伝達の手段の確立

と言いましょうか、そんなこと、そして水や食料品などの必要最小限の備蓄ということも町民の皆様にとりましてやはり安心につながっていくことなんだろうなというふうに考えております。

今回の大規模停電を教訓として、災害発生時の初動態勢と言いましょうか、この確立あるいはその後の対応策をいかに迅速に行っていかかということをしっかりと検証を重ねて今後の防災体制の強化に万全を期していきたいと、そのように思っております。

○佐藤議長 1番。

○1番 嘉藤議員〔一般質問席〕 今町長から農業あるいは林業に対する被害についての報告がありました。また、昨日の行政報告の中でもあったことから重なる部分があつたことを私もお詫びをしたいなというふうに考えておりますけれども、大変大きな被害がありました。まだ調査が林業の方では進んでいないということありますし、私が少し町内を回った中でも、まだまだ被害の全貌が明らかでないのかなというふうに感じていますし、まだまだ、その被害状況が10%、20%ということですけれども、中には山の1割程度の木しか穿いていないぞなんていう山も見受けられるということもお聞きしております。そんなことから、今後においては間伐あるいは植えてということでお話でしたけれども、ちょっと林業ということでお話をしますけれども、苗木についてですけれども、今年についてちょっと異常気象ということでカラマツなどの苗木が大変少ないという状況にあるというふうにお聞きしております。そんなことから、今回こういう特別な災害、急激に発生してと言いますか、多分全然苗やなんかが足りない状況が起こって来るのかなということが想定されます。

そんな中で、ちょっと新聞を読んだところによりますと、今まで1号、2号苗ということで普通に苗を使っていたんですけども、3号苗と言いますか、通常では使わない苗を使って造林、植林をしていくんだよということが載っておりました。置戸町においてもきっと今後の被害状況の拡大と言いますか、明らかになつた時点では相当な苗木などの不足が生じるのかなというふうに感じております。その辺町長は北海道の造林協会の副会長でもありますし、またオホーツク管内支部の会長ということでもありますし、ぜひ苗木の補充と言いますか、そういうことが起きないようにしていただきたいなということをお願いしたいなと思いますし、また、酪農の関係でずいぶん被害と言いますか、搾乳時間が遅れたり、乳量、乳質の異常と言いますか、品質低下を招きました。隣の陸別町においては北電に申し入れをして酪農の発電に対する装置の助成を2分の1くらいお願いをしたいという新聞報道がありました。そのことについても、あまり具体的に進まなければ近隣と言いますか、被害のあった町村を通じて、また改めて北電に申し入れをしたいということを言っておりましたけれども、置戸町においても北電なりとのやりとりはされていると思いますが、その辺についてもう一度町長の思いをお聞かせください。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 今回の被害については議員もご承知のことだというふうに思いますし、置戸でも大きなこいつが被害を受けたわけですが、十勝の方で陸別そして足寄の方で森林被害ということで言えばきっちとした数字は聞いておりませんけれども、道庁の情報等含めてありますが、置戸以上の被害が、特に森林を中心とした被害が大きかったというふうに聞いております。そこで北電に対する問題も今ご紹介がありましたけれども、近々北見の支店長が見えられて、その辺の状況を含めて説明に伺いたいというふうに言われておりますので、多分置戸よりも陸別の方が非常に被害が大きいと。停電の状況も単に戸数だけの問題だけじゃなくて、長時間にわたることだと、停電による心配される被害の問題だと含めて、

総合的に判断されてそうしたんだろうというふうに思います。その辺の状況はこられたときにいろいろ聞いてみたいと、このように思います。森林被害、実際にはまだまだ調査しなければなりません。特に町有林がそうあります。しかし、先程申し上げましたように、被害を最小限に食い止めるには、やはり日頃からの除伐だとか間伐などを適正に行うことが必要なんだと、有効なんだというふうに答弁させていただきましたけれども、改めてと言いましょうか、森林所有者の方にもこうした点についてきちんと助言したり、また一緒に考えたりということが私は必要なんだろうと、そうした中で間伐、除伐の事業の展開も考えていきたいと思います。

それから苗木が不足しているのは私も十分承知しております。ただ、私も苗木の世界まで力が及びませんので、造林協会の立場としてお願ひするしかないんありますが、苗木の世界は苗木の世界として、なかなか需要といった問題もありますし、それぞれの事業がどれだけ見込めるのかという問題もありますので、苗木を準備するという人たちも、今年植えたから来年何とかなるという世界ではありませんので、その辺は少し長いスパンの中で苗木の供給といったものも考えていただくように、苗木の業者の人たちにもそうした働きかけをしていきたいと、このように思います。

○佐藤議長 1番。

○1番 嘉藤議員〔一般質問席〕 酪農について、苗木のことについて、いま町長から答弁をいただきました。酪農の関係でいきますと、置戸の酪農家も今皆さんきたみらい農協ということで、きたみらいの中での1支所ということです。8支所がいっしょになっての農協でありますから、他の地区においてはかなりの発電機等の整備が進んでいて、置戸においてはその整備の遅れがこういう事態になったのかなということを考えておりますし、また自分が把握する中では酪農3戸に1個くらいの発電機の数の備えがあったのかなというふうに思いますけれども、その辺がうまく機能しなかった部分もはじめてのことであったというふうに聞いております。陸別のような北電に対して2分の1の助成を求めるなんていうことはとうてい難しいのかなとは思いますけれども、なるべく長期の停電にならないようなことを北電の方にも言っていただきたいなど、そういうふうに感じております。

また、話はと言いますか、災害のことで引き続きですけれども、置戸町で今回の災害について対策本部は設けていないということを町長は各懇談会で申し上げておりました。対策本部を設けるか設けないか、その辺の判断と言いますか、その辺があるとは思いますけれども、その辺がどうなっているのかということ、また、今回の災害について職員の招集については全員と言いますか、全員に声をかけて招集をしたのかどうか。あるいはまた消防の方との連携はどうなっているのかということを町民の方から聞かれたこともありますので、その辺についても町長からお伺いをしたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 火災をはじめ、職員が集まってというのか、集合するという部分については、火災をはじめ職員の状況判断で集まって来るようにはなっておりました。ようにはなっているというのは、それはペーパー上できちっと明確にしているというよりも、むしろ長い伝統の中でうちの職員はそういうものだということです。もちろん火災なんかでありますと、消防を中心にして動きますから、私自身がどうすればいいかというのでもないと思います。当然ながら消防の支署職員それから消防団員、あるいは状況によっては警察という部分もあるでしょうけれども、そうした人たちが率先してと言いましょうか、判断をしながらやっていただいているので、集まることはもちろん集まりますけれども、災害の状況によってはそういうこと

だというふうにご理解をいただきたいと思います。今回の停電というのは、率直に言って先程来申し上げておりますように、これほど長くなるというふうには思わなかつたというのが率直なところです。いつか電気が点くであろうと、酪農家の人たちの非常用の発電機の調達というか、これとても21戸の方々が借りたりして対応したことすれども、それ以外の人たちというのは、間もなく電気が点くであろうという想定の中で借りたりしていなかつたという、そういうものもあると思います。しかし、非常用発電機もそう安いものでありませんので、なかなか酪農家個々できちつと装備しておくというのは、なかなかこれは難しいだろうというふうに思います。一定程度の補助があったとしても、非常に日常的に準備をしていく、対応をしておくというのは難しいだろうなというふうに思います。そうした意味では、こういうような事態が発生したときに、業者の人たちも含めてありますけれども、体制を取っていただけるように、そういうことを考えてこれから対処していく必要があるだろうなというふうに思います。それは北海道電力に対してもそうだというふうに思います。

それから対策本部の設置のことにつきましては、もちろん置戸町の地域防災計画というのがありますから、それに基づいて決めていくということにはなるというふうに思います。今体制についての再構築ということも含めて申し上げてきておりますけれども、この防災計画そのものも、先程申し上げた水の問題、食料の問題、それから避難場所の問題、そういうこともあると思いますけれども、今一度この防災計画全体を通して見直しをする必要があるだろうというふうに思っておりまして、新年度その方向で検討したいと、このように思います。それから職員ですが、どうでしょうか、72名のうち65名が出ておりまして、その辺の判断でお考えいただければというふうに思います。

○佐藤議長 1番。

○1番 嘉藤議員〔一般質問席〕 初動のことについてお伺いをいたしました。大変に避難所4カ所も設けてと言いますが、避難者が5人いたよという中で、ここ何年かけてストーブなり発電機を用意して来たことは間違いでなかつたのかなと、そういうふうに私も思っておりますし、ちょっと安堵したところもあります。避難所を設けてもストーブがなかつたよとか発電機がなかつたということでは大変なことになっていたのかなというふうに感じますし、また一方で職員が相当出てくれましたということですけれども、避難所はもちろんですけれども、個々の独居老人ですとか弱者に対して、地域福祉センターの職員が各地区を回って安否確認をしてくれたことも私も存じておりますし、大変苦労なさっていたのも覚えておりますけれども、よくやってくれていたかなというふうに感じますけれども、この間勝山の懇談会を行ったときに、非常時の即時対応のためのアンケートということで、勝山地区の自治連合会単独でアンケートをやっています。今後において、置戸町においてもそういうアンケートをとって次の防災計画なりに備える考えはあるのかどうか、また防災計画を作るにあたっては担当が企画ということありますけれども、いろんな関連から各課横断的な対策計画を作る、そういうチームを作る考えはあるのかをお伺いしたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 防災計画を立てたり、あるいは見直したりする上では、所管は確かに町づくり企画課ということになります。しかし、計画そのものの樹立あるいは見直しといったことについては多くの関係機関の人たちの意見も伺いながら、またそうした人たちがそのメンバーにもなっていただいているわけでありまして、基本的にはその中で整理をしていきたいと、このように思います。アンケートの関係については、ちょっとまだ私自身も勝山で行われたことは知っていますが、まだその結果と言いましょうか、内容に

については承知しておりません。まあ、どうでしょうかね、私どもが考えている災害発生したときの心配ごと言いましょうか、そういうことと、多分そんなに違ひはないと思います。もちろん、その災害を、どういう災害を想定して計画を作るのか、対応策を考えるのかというのは大きく違つて来るというふうに思います。しかし、この対応という部分も、あるいは備蓄の問題も、一定程度の限界はあるというふうに思います。そうした中で町民の人たちにもその辺のところは理解していただかなければなりませんし、また、地域あるいは町民の人たちも、自主防衛組織と言いましょうか、そうしたこと私は必要だろうと。これだけ少子高齢化が進んでいけばいくほど、そうした地域が、みんなで地域を守るという、そうした組織も私は必要だろうというふうに思います。地域懇談会の中でも申し上げましたので、議員ご承知だというふうに思いますが、やはり広報車等で被害の状況と言いましょうか、災害の内容について広報車で回っていたとしても、やはり家にいる人たちがやはり戸を開けて、その広報内容について聞くという姿勢がなければ、一方的に広報で回っているけれども何を言っているのかわからないという、そこにしか行かないというふうに思います。そうした意味ではやはり近所同士の、あるいは地域の中でのお互いの情報が伝わりやすい関係と言いましょうか、そういうことも日常的に構築していくことが、こうした問題に対しての一つの要素として、私は重要なことだろうというふうに思います。そうした意味ではやはり行政主導の防災計画ということじゃなくて、やはりそこに最も必要な目的としては、そこに住んでいる町民を守るという計画でありますから、いろんな手段と言いますか、いろんな方法を用いながら町民の声というのもその計画の中にきちんと反映されるような、したものにしていきたいと、このように思います。

○佐藤議長 1番。

○1番 嘉藤議員〔一般質問席〕 自主防衛と言いますか、地域の防災ということでありまして、この間の10月16日の時もですね、勝山地区、秋田地区においては各諸般において個人個人の対応をしたということも聞いておりますし、独居老人あるいは弱者への安否確認もしたということも聞いておりますし、今町長がおっしゃられたように防災というのは行政ができる部分、あるいはやっぱり町民の方々個々にできる部分というのをちゃんとわきまえながら、町を挙げてやっていかなければならないのかなというふうに考えておりますし、またその食糧、水についても、満度ではなくてもやはり少しずつの備えが必要なのかなということを深く感じます。また、備えあれば憂いなしではありませんけれども、そういうことが日頃より大事なのかなということを感じていますし、また、小さな町なら町なりの災害に対する備えということができるのかなというふうに感じておりますので、今後においても町民の安心、安全のために行政としてもできることを進めいただきたいと、そのように思っております。私の質問を終わります。

○佐藤議長 7番 竹内雅俊議員。

○7番 竹内議員〔一般質問席〕 それでは通告にしたがいまして町長に通学バス運賃の半額補助についてお聞きいたします。この問題について私、平成22年6月にも質問をしておりますが、その時の内容はこのようなことでした。各市町が一律3分の1の補助をしていますが、率ではなく距離を考えて助成してはいかがかと質問いたしました。その時の答弁は銀河線沿線は一律3分の1で足並みを揃えているので乱したことない、そのような答弁をいただきました。今回質問したわけは、その足並みが今年の4月から崩れました。実は先月商工会の会議で訓子府町がバス通学の補助金を半額にしたことが話題になりました。現在、バスの定期購入は商工会が窓口になっています。購入者からは訓子府町が半額なのに置戸町は何故今も3分の1なのかとよく言われるそうです。そろそろ前向きに考える時が来たのかなと、こう思っております。町長

の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 通学費補助について、過去にも竹内議員をはじめ幾度かご質問をいただいている

内容であります。議員からもお話がありましたように、その時のご質問は現在補助しております3分の1の補助金を拡大したらというか、拡大できないかと。また、経済情勢が大変厳しい中なので同時に二人以上の通学生を持つ保護者の負担軽減を図ることができないかというようなご質問もありました。あるいは、留辺蘂駅からJRを利用する通学生に対するものといった内容もございました。さらには置戸高校生徒に対する支援対策として実施している3分の1の上乗せ補助と比較して本制度の支援拡大の考え方についてありました。

これまでそれぞれ答弁してまいりましたけれども、補助制度を設けた最大の理由というのは、今一度考えなければならないというふうに思っていますが、ふるさと銀河線そのものが通学生に最大のなんと言いましょうか、割引率と言いましょうか、これをやってきたわけであります。そのことを一つとして抑えておかなければならないというふうに思います。したがいまして、当然と言えば当然なんですが、ふるさと銀河線とバスとの運賃格差が大きかったことから、通学生を持つ保護者の負担軽減を図ることと同時に、このふるさと銀河線廃線後の公共交通機関としてのバス路線の維持を目的として1市3町が共通認識のもとで取り決めをし、継続していくことで、この存続への願いをこめたスタートだったというふうに思っております。

ご承知のように当初取り決めた3分の1の助成内容についてはそれぞれの市町の判断から拡大する形で変わってきております。北見市は当初の取り決め通り3分の1の助成を継続しておりますが、議員お話のとおり訓子府町は本年度より補助額を2分の1に拡大をいたしました。置戸町もこれとはちょっと違いますけれども、ある種横出しの部分でありますが、平成23年度から同時に二人以上の通学生がいる場合、二人目以降の通学生に対する運賃助成を3分の2に拡大をいたしました。それと、陸別町でありますが、ここは当初からでありますが、本別高校あるいは足寄高校への通学生に対する制度との関係から、本人負担を定額の5,000円としまして、差額分を補助しております。議員からは訓子府町と比較しての助成拡大についての考え方についてのご質問というふうに思いますが、現在の制度を拡大すれば通学生の保護者の負担軽減と当然ながらなりますので、親御さんからの拡大の要望があるということは私も十分理解しております。しかし、その半面、大変な苦労しながら子供を育てる親の姿に子供も少なからず感謝の気持ちを持っていただきたいたいなど、そんな思いは現在も同じであります。そして、1市3町によるこの本制度の申し合わせの期限というものも平成28年3月、平成27年度でありますが、これが期限になっております。こうしたことを考えますと、いちばん心配するのは期限到来による制度の終了であります。

本町の助成制度は平成27年度以降も延長の方向で検討したいというふうに私は考えておりますけれども、他の市町でこの制度が終了してしまうということになりますと、現在置戸高校に通学してきている生徒に大きな影響を及ぼします。置戸高校の存続の問題にもなりかねないだろうというふうに思っております。さらには、唯一の公共交通機関として運行しているバス路線の存続そのものも危ぶまれると大変危惧しているところであります。議員からのご意見については十分理解しているつもりでありますけれども、当面は各自治体間の連携というものを密にして、少なくとも基本としているこの3分の1の助成は今後も引き続いてこの沿線自治体で継続していくことで、このバス運行を継続していただけるように努めてまいりたいと、そのように考えておりますのでご理解を賜りたいなど、このように思います。

○佐藤議長 7番。

○7番 竹内議員〔一般質問席〕 どういう答えが返ってくるのか、私もわかりませんでしたけれども、まあ続けたいと。町長としてこの訓子府町が4月から2分の1ですか、ご存知だったんでしょうか。それとも今回初めて知ったことなんでしょうか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 知っております。

○佐藤議長 7番。

○7番 竹内議員〔一般質問席〕 私、このそちらの方にも文書を渡したと思います。このやつの中を見ますと、議会提案を予定していますという形で訓子府は出されたようです。議会提案、議会にお金があるわけではない。だけど議会で提案して通る。その陰にはやっぱり町長との話し合いが何かされて、物事で決まっていたのかなと、私なりに想像するんですけれども。それだけ強い町民の声というのが訓子府町にございます。また、置戸町として当然同じ声が強いわけですけれども、今一度やっぱり考え直して、やっぱり訓子府が2分の1にしたなら、やっぱりせめて北見に通うとするなら遠い置戸町、やはり先にやってもいたかったのかなと、そう思うわけですけれども、気持ちは変わりませんか。お聞きいたします。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 残念ながら変わりませんね。私いつも申し上げているんですが、多くの支援と言いましょうか、助成だとか補助だとか、たくさん受けて自己負担が少なくなればなるほど助かるとかいいとかというのは当然個人としてはあると思います。そのことは私も同じであります。しかし、公的なお金を使う場合に、本当にそれが正しいのかどうか。そして将来に渡って、将来に渡ってそれは下げる事なんというのはできないよということを考えなければならないというふうに私は思います。置戸の子供達、通学生の多くは北見だと思います。あるいは一部は訓子府の高校に行っている人もいると思います。通学費が決して安いというふうには私も思ってはおりません。思ってませんけれども、もちろん3分の1よりは2分の1、2分の1よりはさらに4分の3とか、全額だとかというのは、それはいちばん望ましいと思います。だけど、それは消すことができないと思います、私は。後戻りできないと思います。行政の責任というのはそうしたものだと私は思っております。ですから、こういう問題についてはやはり慎重にならざるを得ないと思います。それと同時に先ほども申し上げましたように、このバス路線が唯一の公共交通機関としてあるということです。これは少なくともこの管内と言いましょうか、北見地域管内、十勝の方も含めてありますけれども、そこに生活をしている人がいる以上は唯一の公共交通機関は私は最大守っていかなければならぬというふうに思います。幸いにして北見バスが、あるいは十勝バスがいろんな企業努力の中でこの路線を維持していただいているというふうに思います。しかし、経営が成り立たなくなつていったときに、もちろん自治体の支援がさらに大きなものになっていくという覚悟は必要だと思います。と同時に、その覚悟があってもどこまでそれじゃ支援できるのか、補助できるのかということも私どもとしてはやはり責任をもつて考えていく必要があるだろうというふうに思います。それは北見と陸別間の路線だということも考えておかなければならぬと思います。ですから、置戸や陸別の間のこのバスについてはほとんど乗っていないじゃないかというご意見も多分あると思います。

しかし、これはつながって初めて公共交通機関としてのバスの使命が果たせるんだろうというふうに私は思います。特に少子高齢化が進めば進むほど、そういう時代になればなるほど、こういう公共交通機関、唯

一のバスでありますけれども、これは残していかなければならないというそういう視点で私は考えていく必要があるだろうというふうに思います。もちろん、この通学生ということじゃなくて、小、中、高校生に対する支援とかという、もっと広い意味で考えるということであればこれはまた別でしようけれども、通学定期の問題だけで今、その3分の1が2分の1にどうでしようかという部分については、私は極めて慎重に考えなければならないというふうに思います。先程来申し上げましたように、平成27年度でこの期限が切れますから、その段階において1市2町の間で、あるいは1市3町の間で十分な議論がそこには必要になってくるであろうというふうには思っていますが、冒頭申し上げたような考え方であるということをご理解をいただきたいと、このように思います。

○佐藤議長 7番。

○7番 竹内議員〔一般質問席〕 分かりました。変わらないということでございますので、これ以上言っても無理だと思います。町民に対して、保護者に対してしっかりと説明責任を果たしていただきたいと思います。

続きまして教育長に質問させていただきます。全国学力テスト成績公表についてお聞きいたします。この問題については昨年の12月にも補習その他等で似たような問題、質問をいたしました。今回の問題で会議が開かれているかどうかは分かりませんが、今文部科学省の考えが大きく変わろうとしていますので再度お聞きしたいと思います。その前に、前回の全国学力テストの結果は受けた学校ごとの生徒の中から無作為に30%を抽出した結果で公表されたと知りました。これではせっかくのテストが最後の最後にツヤ消しになってしまいました。しかし、今回のテストは受けた生徒全員の成績がもとであると思いますので、お聞きいたします。

それでは質問に移ります。文部科学省は平成26年度より小学6年生及び中学3年生の全生徒が参加した全国学力テストの成績を学校別や区市町村別の成績を各区市町村教育委員会の判断で公表できるよう実施要領を見直す方向で検討に入ることが10月20日に報道され、最終11月15日の専門家会議で一定の条件をつけたうえで公表を可能とすることで見解が一致したと発表がありました。ご存じでしょうが、この一定の条件。一つ目には序列化につながらないよう平均正当率だけの公表は制限し、どのようなデータを公表するかは各教育委員会と学校が十分協議をする。二つ目は公表の際には改善策も同時に示すなどの確認をすると発表がありました。一般町民にとっては当事者ではありませんが、保護者のみなさんや本人にとっては進学する際の大変な目安になる一つと思います。置戸町の教育委員会として文部科学省の言う平成26年度からの全国学力テストの成績公表は前回質問した答弁並みの公表にとどめるのか、あるいは一歩踏み出した形で公表されるつもりか、また現在本人の申し出があれば本人に成績を知らせているのか、お聞きいたします。

○佐藤議長 教育長。

○平野教育長〔登壇〕 全国学力学習状況調査における公表についてのご質問をいただきましたのでお答えいたします。前回の答弁とダブりますが、現在学力学習状況調査結果の公表につきましては議員もおっしゃっているとおり、学校間の序列化や過度の競争、また学力テスト対策に授業が偏るなどの懸念から、教育委員会では学校名を明らかにした公表はできないというふうにされています。各学校においては各学校の判断により保護者、地域に公表することは認められています。今年11月29日に文部科学省では平成26年度の全国学力学習状況調査に関する実施要綱を決定しました。平成25年度からの変更点として、市

町村教育委員会では条件付きで学校名を明らかにした調査結果の公表を行うことができるとされたところです。その公表については教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断したうえで、平均生徒数や平均正当率だけではなく、調査の分析結果を併せて公表するとともに、今後の改善方策も速やかに示すこととされています。それと同時に、この調査方法が小学6年生、中学3年生の限られた学年実施母体であること、教科については国語と算数、数学に限られており、なおかつ限られた分野からの出題で学力のほんの一部に過ぎないということから、児童生徒にとって大切な力がこの一部分の点数により評価されることがないよう、また数値だけが独り歩きすることがないよう理解を得ることとされております。また、児童生徒個人の結果が特定される恐れがある場合は従前どおり個人情報の保護の観点から公表はしないこととされています。

そこで置戸町教育委員会の方針ですが、本町の場合、小中学校それぞれ1校です。さらに児童生徒も少人数でさらに減少傾向であることから、個人特定の懸念が強まってくるかなというふうに考えてます。また、全国的に考えれば学校間の序列化や過度の競争、また学力テスト対策に授業が偏るなどの不安を現状ではぬぐいきれないことから、細かな数値等まで踏み込んだ公表は考えておりません。

次に個人の調査結果については、学力結果、学習状況結果とともに調査結果の個人票が各学校に届きます。それを保護者にお渡ししているところです。また、各学校の判断の公表については、調査結果の概要や課題、そして改善計画等について、学校だよりにて保護者、地域の方々へそれぞれの学校で知らせているところであります。全国学力学習状況調査の狙いは各教育委員会、各学校で結果をもとに各学校の学力、学習状況を把握分析し、課題が何なのかを明確にして、その解決に向けての改善計画を立て、それに添つて全職員が一つになってその解決に向かって実践を行っていくことだろうというふうに考えてます。そして本町の児童生徒の学力を向上させていくことだというふうに考えています。その達成のため、学校、家庭、地域が一体となった教育改善を進めていかなければならないというふうに考えているところです。

○佐藤議長 7番。

○7番 竹内議員〔一般質問席〕 答弁ありがとうございます。先程これちょっと議長からいただいたんですけれども、中学校だより。これ12月2日ですか。これが全町に回ったと思います。ところで小学校も出しておりましたね、これ。あれにもこういう結果は出しているんでしょうか。

○佐藤議長 教育長。

○平野教育長〔自席〕 小学校の方でも内容は異なるかと思いますが、小学校の判断で公表はしているというふうに考えています。

○佐藤議長 7番。

○7番 竹内議員〔一般質問席〕 分かりました。公表をどこまで共有しているのかなと、一つ考えていたんです。まあ、例えば学校側と教育委員会側でこの結果を共有しているということは非常にまずいことであって、保護者の方にも渡している、個人の成績。これでほっとしたところです。一ついちばんこうやって公表される刺激というんでしょうか、本人はもとより後輩、この人たちにもいや置戸は頑張っている、いや例えばまあ成績が悪くても、こういう位置にあるんだというそういう認識を持たした上で頑張りなさい、やるよという方向でなければ、一方的でこう共有していった場合、がんばれがんばれと言ったって生徒なかなかその場にならないと動かないものだと私は思うので、今後どういう形になるか教育委員会と学校と、まあできるだけいい形をとっていただきたいと思います。それと先日北見に行きましたら、北見の広報ですか、あれ

にも北見の校長会それから教頭会が何か会を作りましていろいろこう文書でやりとりをするというのが載つておりましたので、置戸には塾がありませんので、塾に行くと言ったら訓子府か留辺蘂ですか、できるだけ学校が頼りなので今後とも努力していただきたいと思います。何かありますか。

○佐藤議長 教育長。

○平野教育長〔自席〕 この学力テスト公表については、私話を始めると長い時間が必要かなというふうに思うくらい不安に思っていることがいっぱいあります。今、この学力テストの目的の一つに、地域に学力の差があってはならないということで実施しているんですが、私はその前に今それぞれの学校の学習環境が本当に同じなのかということでとても強い疑問を持っています。例えば東京都心の中心校の学習環境と、あるいは離島の学習環境が一緒なのかどうか。また、辺地校の学習環境、それが都会の価値観と同じなのか。現実を言えば先生の数が足りない、小さな学校では先生の数が足りない。また、複式で授業をやっている。そんな状況もありますし、また学校においては今問題になっている特別支援を必要な子供達、それを通常学級の中で抱えてしっかりと授業実践を行っている。また、高額所得者が多い地域、逆に本当に困窮家庭、また本当に子供達に学校に通学させるだけで精一杯の家庭、そんなところがあるところですとか、学習環境はまちまちだというふうに思っています。まずはこの学力を各学校でという前に、やはり僕はその前にどこの中でも同じ環境で学習を受けることができるという、その環境を整えてから次に進むべきだなというふうに考えています。

また、公表についてですが、もうすでに数値だけが独り歩きしているなというふうに思っています。最近のいちばんのニュースでは静岡県で上位68校の校長名が発表されました。確かに次の年は68校の中に入ろうというふうに考えて職員一丸となってがんばっていこうという学校も出てくるかと思いますが、逆に子供達の側から考えれば、おそらくお前のところの学校は学力低いな、俺のところは学力が高いよというふうな判断がされたり、保護者もうちの学校は優秀なんだ、あそこの学校は優秀じゃないんだ。特に学校選択なんかがある場合にはあそこの学校はいいからあそこの学校へというような形、それもそれぞれの学校が抱えている学習環境が見えない。通常学級でしっかりと特別支援が必要な学校があつてテストを受けさせている。当然平均点は少なくなります。いやあ特別支援の必要な子はもうやっぱり特別支援学級で学習させて、今回の学力テストを受けさせないようにしようというふうになると平均点は上がると思います。そんな学習環境が見えない中で順位だけが独り歩きするのはとっても怖いなというふうに思います。また、校長も見失うと、そればかりに目先を取られると本当に必要な学校の課題を見失って学校経営に取り組んで行くなという、そういう危険性があるかというふうに思っています。

いろんな課題があります。むずかしい問題もあるかと思います。置戸町の教育委員会で判断できる問題ではないというふうに考えています。全国の教育委員会での協議、全道の教育委員会での協議、そして置戸町での教育委員会の協議、そして町民の意向、地域の意向をしっかりと抑えて行きながら慎重に慎重に公表していくかないと、数値だけが独り歩きして、その数字で良い学校悪い学校というふうに判断されるような状況にだけは決してしたくないというふうに思っております。また、地域と保護者と手を組んで子供達の教育を育んでいかなければならぬということもありますので、慎重に学習学力状況調査の結果については踏まえてこれから学校改善に当たらせて行きたいというふうに思っています。よろしくお願ひします。

○佐藤議長 7番。

○7番 竹内議員〔一般質問席〕 まあちょっとと思い出しましたので、このいろんなデータがありまし

てですね、序列化もありますけれども、全国でアンケートを取った結果が公表された、いちばん終局的と言つていいんでしょうかね、これは区市町村の教育委員会であると。約12%、条件付きで出してもいいよというアンケートですけどね。それに対して保護者の皆さんが約44%は出してもいいですよと、そういうデータも出ております。あまり消極的になるのもいかがかなと思いますので、そういったことも十分話して、それともう一つ大事なのは教育委員会と学校、これも大事です。そこに保護者がいなければ、保護者抜きで物事というのはちょっと考え方のかなと思うんですけれども、一つ今後の話し合いいろいろあると思いますけれども、そういったことを考えた上での結論で出していただきたいと思います。答弁があれば、なければ私の質問を終わります。

○佐藤議長 しばらく休憩します。午前10時55分から再開します。

休憩 10時36分
再開 10時55分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

9番、佐藤勇治議員。

○9番 佐藤議員〔一般質問席〕 それでは町長に2点ほど質問をさせていただきます。

まず第1点については冬期生活支援、一般的には通称福祉灯油と言ってますけれども本町においては冬期生活支援ということで昨年実施しましたが、この実施について伺います。12月も半ばを迎えて、いよいよ厳冬期と言いますか、寒い時期を迎えましたが、我々の生活必需品である灯油につきましては現在1リットル当たり103円と、昨年のこの時期90円を大幅に上回る高価格を推移しております。昨年は暮れの寒波と灯油価格の高騰により、2008年以来4年ぶりに本町はもとより全道各地で高騰する灯油に対し、生活支援手段として一定の条件を満たす住民で非課税世帯に対し、通称でありますけれども福祉灯油、本町におきましては生活支援事業ということで実施したところでございます。今年も円安の影響と輸入原油価格の高止まりにより、石油製品価格は高騰を続けており、冬場の灯油需要期に入りましても上がる気配があっても大幅に下がる気配は見えておりません。今年9月からの電気料金の値上げやその他諸物価高と歩調を合わせたかのように現在の燃料価格の高騰は非常に家計に大きな出費を強いている状況にあります。このような状況に鑑み、今年度も昨年同様に引き続き本町におきまして冬期生活支援事業を実施すべきであると思いますが、町長の考え方を伺います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 本町の冬期生活支援事業、福祉灯油につきましては、ご紹介がありましたように

平成19年、20年、そして24年ということで過去3回ほど実施してきました。内容としましては灯油の異常価格高騰によってその影響が深刻になる高齢者世帯などの町道民税非課税世帯に対しまして経済的負担の軽減を図る、あるいは生活の安定と福祉の向上を図るということを目的として灯油購入費などの一部として支援してきました。今年度の灯油価格でありますが、議員からもご紹介がありましたように春先から高止まり傾向が続いておりまして、町内の価格では1リットル当たり4月の97円から現在は103円と高値が続いております。今後灯油の需要が高まる厳冬期を迎えるわけでありますが、さらなる価格上昇があるんじゃない

かという、そういう予想もされております。加えて9月から電気料の値上げあるいは食料品価格の上昇傾向によって、年金収入が主である高齢者世帯への影響ということは非常に心配しているところであります。

そこで本年度の福祉灯油の実施ですが、今後の灯油価格の動向を見ながら高齢者世帯等への緊急的な生活支援の必要性などについて現在検討中でありますけれども、年明けには結論を出したいと、そのように考えております。内容が内容でありますから、今申し上げたことも含めて考えなければならないと。しかも時期が時期でもありますので、年明け早々には決めたいというふうに思っていますが、こういう状況はこれからある種続くのではないかというふうに思います。したがいまして、単に今年というだけではなくて将来にわたってということも含めて、同じ支援をするにすればどの辺が適切なと言いましょうか、落としどころとしてこういうところかなという議論もいましているところでありますので、そうしたことでご理解いただければなど、そのように思います。

○佐藤議長 9番。

○9番 佐藤議員〔一般質問席〕 現在情勢を見ながら年明けには結論を出したいということで、基本的には前向きな結論ということになろうかと思います。昨年もちょうど暮れから正月にかけて非常に灯油の価格の高騰が目について、急きよ去年は1月の臨時議会だと思いますが、1月の末の臨時議会におきました、他の町よりもいち早く置戸町は町を挙げてこの支援を行ったという実績がございます。しかも、他の町と支援の内容を比較すると5,000円とか1万円とか、それぞれ町や市によってはいろいろなんですけれども、本町におきましては現金で2万円支給ということで非常に高額な支援をしたということで受益を受けられた方も非常に喜んでいたということが私の記憶に残っております。周りの町の情勢もいろいろあると思いますけれども、置戸のような非常に内陸部で平均気温も低い、そして灯油の燃料の絶対の消費量が違うということで、こんなことの地域事情というのがいろいろあろうと思いますので、ぜひ来年の年明けましたら議会が開かれた場合にはこの追加予算をぜひ提案していただいて実施していただきたいと思います。

そこで一つ私の方で提案と言いますか、こういった事はどうかなということがあるんですが、本町におきましては現金で支給ということで非常に場合によっては使いの良い冬期支援という、名前もまさに冬期支援ということですので冬季にそういう支援を行ったところです。その中で私が思うのは、最低でもその半分は、例えば2万円支給とするならば1万円分は町の、町と言うか商工会と言いますか、そこで発券している商品券ですね、そんなものを活用して、これらは地域の購買力の喚起ということもありますし、町内の商店の売り上げ増にもつながって行く、そうしたことでも一つのメリットがあるんではないかと思うし、そんなことも併せてこれからいろいろ担当の方と言うか、現課の方で検討、研究して行くということですので、併せてこのようなことも実施にあたっては検討していただきたいと思いますが、この件について町長の考え方がありましたら伺いたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 昨年は2万円現金で出しました。先程申し上げましたけれども、いろいろな灯油価格の動向と言いましょうか、ある種そんなに長期的になんていうのはなかなか難しいですけれども、やはりきちっと一定程度の見定め方というのは必要だろうというふうに思います。別に他の町と競う気持ちちは全くありませんけれども、議員からお話がありましたように間違いなく管内的にはいちばん寒いところに位置しておりますから、そんなことも含めて考えたいなというふうに思います。提案いただきました、例えば半分については商品券を使ったりとか、そういうことも一つの方法であろうというふうに思いますので、併せて

検討したいと、このように思います。

○佐藤議長 9番。

○9番 佐藤議員〔一般質問席〕 よろしくお願ひします。次に2点目の質問に移らせていただきます。

開町100周年記念歴史資料館、これは私が仮の名前と言いますか、仮称でつけた名前ですけれども、この建設について町長の考え方を伺いたいと思います。ご承知のように平成27年には旧野付牛村から本町が分村いたしまして100周年を迎える歴史の節目の年となります。100周年を迎えるにあたり、町では町内の各界あるいは各層から人選し、本年9月には企画委員会を立ち上げ、3部会での事業仕分けと事業計画の準備に入り、明年度は実行委員会に衣替えし、これら事業の実施作業に入ると承知いたしております。

さて、この100周年という歴史の重みとその意義を考えますと、今我々に課せられたその責務は何か。そしてこの100年の歴史に何を学び何を次世代に継承するのかというこれらの問い合わせる良い機会でもあると私は認識いたします。そこで私は100周年を迎えるにあたり、今日の置戸を切り開いた先人の苦労と、この広大な原始林を1本1本切り開いた開拓の歩みの史実を未来永劫後世に残し、新たな世紀のスタートの糧として、全く私の仮称ではございますけれども100年記念歴史資料館の建設に着手すべきであると思います。

本町は明治の末期に鉄道の開通とともに良質な木材の生産地として森林林業とともに発展し、また戦後におきましても日本の復興に伴う木材供給地としてその役割を果たしてきました。そして昭和29年には洞爺丸台風では膨大な森林の被害による風倒木の処理など、様々な歴史の変遷を経て今日にいたっております。まさに森林林業の盛衰とともに町の形成が図られてきました。また学術的に見れば道内4大宝庫の一つとして黒曜石が多数算出され、旧石器時代の石器や土器などが多数出土し、現在でも先住民の遺跡発掘調査が行われております。さらには春日の風穴周辺では氷河期からの生き残り小動物ナキウサギが国内では初めて発見され、学術的にも希少価値が高い生息地として北海道学術自然保護地区に指定されております。このように様々な史跡や資料など、他の町に類を見ない本町の歴史資料の数々や開拓、開墾に用いた生活道具などが郷土資料館には多数今展示保存されております。現在の郷土資料館は昭和33年に中央公民館として建設され、その後現在の中央公民館の新築により昭和63年におよそ改修費1,500万から1,600万円を費やし、今日の郷土資料館に至っております。築後55年の経過により建物は相当の劣化と老化が進み、貴重な資料を保存するための防火対策も危惧されているところと承知いたしております。開町100周年のキヤッチフレーズは20件の応募の中から、「讀えよう先人、伝えよう歴史、繋ごう未来へ」に決まったようあります。まさに100年記念歴史資料館はこの言葉の象徴ではないでしょうか。来るべき開町100周年を契機に、町民とともに歴史の重みを共有し、建設の合意形成に向けてゴーサインを出してはいかがでしょうか、町長の考えを伺います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 開町100周年を記念した歴史資料館の建設についてというご質問ですが、

議員の紹介ございましたけれども開町100周年記念事業のキヤッチフレーズ、「讀えよう先人、伝えよう歴史、繋ごう未来へ」にありますとおり、置戸町100年の歴史を後世に伝えるということは今を生きる私たちの大切な責務でありますし、今後においてもしっかりと継承していくなければならないというふうに思います。後世に伝えるべく貴重な歴史資料をはじめとして、町史あるいは議会史などの書籍資料、あるいは行政文書、古くは開町50周年を記念して制作をいたしました映画「置戸の50年」をはじめ、それ以前のこの映像資

料、また郷土資料館に保存されている多くの自然あるいは歴史、産業、生活民族など多種多様な資料があります。とりわけ町の発展を支えて来た林業、それらに大きく貢献をしてきました森林鉄道、こうした資料もございます。また、開拓の苦労が刻まれております農業資料、さらには旧石器時代を代表する黒曜石の埋蔵文化財、あるいは遺跡群の歴史遺産。これらとても非常に貴重であり、また重要な町民の財産でもあるというふうに認識をしているところであります。

また、オケクラフトの生みの親である秋岡芳夫氏より寄贈されました秋岡コレクション。置戸町のみならず全国的にも貴重な生活資料であります。これらの貴重な歴史資料というものを大切に保存し、そして後世に伝え、さらに活用して行くことが求められているわけであります。ご存知のとおり現在の郷土資料館は昭和33年に建築の中央公民館を再活用したものであります、建築から55年が経過をしております。貴重な歴史資料を劣化させずに保存するためには、現在の郷土資料館は施設の要件としては十分ではありません。何らかの対策が必要でありますし、ご提案の100周年記念歴史資料館の建設という表現がございましたけれども、まあ設置という抑えもいただければなというふうに思います。そうした意味ではこの解決策の一つということも考えられるというふうに思います。まあ、しかしながらご承知のように社会教育施設の大規模改修あるいは新築要望もあります、さらに町全体の施設整備計画も含めますと、優先度あるいは財源対策という課題も抱えているわけであります。したがいまして、100周年記念歴史資料館と言いますか、今申し上げましたように郷土資料をしっかりと守るこの資料館が必要であるというふうに判断しているところですが、既存の建物を改修する方法で考えてはどうかというふうにも思います。具体的には第5次の総合計画の後期計画に入りますが、第10次の社会教育計画の策定の中で慎重に検討していくといふふうに考えております。率直に申し上げまして、資料を後世に伝えて行くという重要なことの認識は議員と同様でありますし、しかし、新しく資料館を建てるという部分については極めて慎重にならざるを得ないというふうに思います。適当な施設をリニューアルすることによって、今の資料館が新しく次の世代にその意味合いを伝えて行く施設として考へていきたいと、このように思います。もちろんそうした適当なりニューアルする施設があるかどうかということも含めて検討していきたいと、このように思います。

○佐藤議長 9番。

○9番 佐藤議員〔一般質問席〕 この資料館の建設というのはいろんな紆余曲折と言いますか、いろいろ議会でも議論になってきているということも承知しております。そして、今新しいものの建築に盛り上がっているというそういう情勢でもないかと思います。したがいまして、私の質問も多少は唐突感があったのかなと、そういう思いもありますけれども、ただ、この100年というのは1世紀というか、この時期に私の思ひとしては、今やらないでいつやるのか。今がタイムリーではないのかと、そういう想いで質問をさせていただきました。もちろん公共施設をいろいろ活用したり、なんて言うんでしょうか、いろんな面で知恵を出しながら、そういう想いでこれからこういった資料を守って行くんだということは十分私も認識しております。しかし、今回質問に立たせていただきましたので、せっかくの機会ですので、私の考え方というか、思いも若干町長の方にぶつけてみたいと思います。当然建設と言いましたけれども、その来年とか再来年すぐ権音たかく着工されると、そういう想いでは私はございません。しかし、この機会にやっぱり十分な住民の合意、あるいは用意周到な準備、あるいはそういったものに対する調査というものが必要であるということを私は十分認識いたします。そして拙速にやる必要はないと思っております。また、もし建設するとなれば、置戸の歴史に造詣の深い方が沢山いらっしゃいます。郷土史研究会なども当然連携していかなければならぬと

思っています。さらに、私は町内だけでなく町外にも目を向けるべきだと思っています。というのは、置戸には東京置戸会や札幌置戸会など、置戸を心のふるさととしている人が多数全国におられるわけですね。ですから、これらの人たちの中には何らかの形でふるさとに貢献したいという、そういうた思いのある方もいらっしゃると思います。そんな中で、これらの人々に呼びかけ、ふるさと納税、これは寄付金制度なんだけれども、国は良い制度をつくってくれたんですけれども、税制上の優遇措置なんですけれども、これらふるさとに都会にいる方がふるさとの町や村、市でもいいんですけども納税した場合、寄付をした場合、その税の控除を受けられるというそういう優遇措置でございます。こういったものを活用して広く一部財源ということになろうかと思いますけれども、そういうものを充ててはどうかと。あるいは、このことによってこういった都会に出ている方がふるさと置戸、そしてそういったものの絆のシンボルとして、このいわゆる資料館がいつでも都会から帰ってきたり、都会とは限りませんけれども、地方から来た時に置戸をまた懐かしむというか、この資料を見て昔を、ふるさと置戸の心をまた癒す、といった建物として、このふるさと納税制度として検討してはいかがかなという想い出提案させていただきました。それから今ちょっと町長の方から秋岡資料というお話をありました。僕はここまで踏み込むというのはどうかとは思いますけれども、まあ場所的にはどま工房と隣接し、秋岡資料との連携を図り、あの地域に集中もしくは集積して、一つのエリアとして社会教育施設が公民館から情報センター、そしてクラフトセンター、そしてどま工房といろいろあるわけですけれども、あの一帯は昔は貯木場と言つてまして、置戸の木材をあの場所で積まれたところなんですねけれども、そういう場所的にもそういうことも過去を偲ぶ一つの場所になるんではないかという、そういう思いがございます。まあとかく箱もの行政とか、あるいは維持管理に対する危惧などいろいろこういうことに対する意見はあると思うのですが、私の想いとしては、この機会を逃せば現実は相当遠くなるのではないかと思います。そんなことで、いずれにしろ町民の合意形成というのがいちばん大事だと思いますので、先程申しましたように拙速に別に進める必要はないと思いますけれども、やはり2世紀に向かってこう一つの町の歴史を振り返る資料館と言いますか、記念館と言いますか、そういうものをですね、今後に向かって設置という言葉もありましたし、ありますし、建設という言葉もありますし、いろいろ言葉の使い方もあると思うんですけれども、私は先程申しましたとおり、どま工房周辺で隣接したところにこれらの資料と秋岡資料との連携を図りながら、ああいったところに建てるのがベストではないかと思いますので、この考え方について町長の考えと言いますか、もしあれば聞かせていただきたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 いろいろとご提案いただきました、ありがとうございます。拙速に進めるなというのはそのとおりだと思います。私も拙速に進めるつもりはありません。ただ、こういうものというのはタイミングがあると思います。今議員から言われましたけれども、やはり100周年を迎えて、まさにこれから2世紀を歩む第一歩が2年後にあると、これはやっぱり大きなタイミングの一つだと言うふうに思います。と同時に議員からもお話をありましたけれども、現在のクラフトセンターを中心としているこのエリア。議員の皆さん方のご理解もいただいて工芸のエリアというか、そういうことでの土地については残させていただきました。したがいまして、これからふるさと銀河線の跡地活用のことも含めてありますけれども、あそこのエリアについてのこれから展開というものを十分考えながらインフラ整備をしていかなければならないというふうに思っております。その中心になるのはやはりどま工房の活用であり、そして森林工芸館、このクラフトセンターの建物と言いましょうか、施設そのものも考えなければならないというふうに思っております。そ

うした中で、現在のクラフトセンターをリニューアルをして郷土資料館をそちらに持つて行くということも検討材料の一つになるであろうというふうに思っております。もちろん現在の施設がそれで規模として十分のかどうかということはもちろん重要なことでありますけれども、もっと重要なのは人をそこにきちっとして配置しなければならないという、そういうことも含めて考えなければならないというふうに思います。いろんな施設もそうでありますけれども、建物だけあってそこで完結ということではないというふうに思います。そこにやはり学芸員と言われるような人たち、またそれに類する人たちがそこにいなければなりませんし、郷土資料館だからといって資料の貯蔵と言いましょうか、収蔵庫だけでそれでいいというものではないというふうに思います。やはりいろんな人達が来ていただいて、議員から東京あるいは札幌のふるさと会の人たちをはじめとして、置戸から町外に行かれた方々がこのふるさとに帰ってきても、その場所に、その施設に覗いてみたいという思いがなければならないというふうに思います。その時にきちっとしたその資料の説明などをしていただけるよう、そうした体制も含めて考えていかなければならぬというふうに思います。まあ、施設の整備にあたってふるさと納税のお話もございました。多くの人たちの理解と協力を求めて行くということも重要なことだらうというふうに思っているわけであります。

いずれにいたしましても、冒頭申し上げましたように、今の郷土資料館が昭和33年に建設された中央公民館でありますから、それからもう55年も経ちました。現在の資料館、郷土史研究会の人たちが中心になって運営していただいているだけでも、やはり施設的にもまたそれを案内する人的な対応という部分も率直に申し上げて不十分だというふうに思っておりますので、そうしたことを併せて考えていかなければならぬだろうなと、このように思っております。2年後の平成27年に今議員から提案があった、これが形としてきちんと設置をされるというのはちょっとむずかしいかなというふうには思いますけれども、方向性だけはきちっとしたいなと言うふうに思っております。いろんな意味でやはりタイミングというのは当然あるわけであります、あそこのエリア全体のインフラ整備と併せて先程来申し上げている重要な資料を後世に伝承していくという観点からも前向きに議論し、検討したいなと、このように思います。

○佐藤議長 9番。

○9番 佐藤議員〔一般質問席〕 まあ今まで町長から回答があった通り、いろんなことの課題があつて、論点整理も必要だということと、当然お金の問題とか人の配置とか、その運営をどうするかとか、いろいろ数々の課題が今町長の方から申されました。まさにその通りだと思います。そして27年は一つの100年を迎える年ではありますけれども、私も先程申した通り、この27年にこだわる必要はないと思います。やっぱり周到な調査だとか、準備だとか、あるいは先進地に行って視察するとか、いわゆる後はですね、そういったなんて言いますか、知識、経験がある方のいろんなアドバイスを受けながらですね、置戸らしい、置戸の歴史に合う、そういったものが出来ればいいなと思います。そんなことを期待申し上げて私の質問は終わりたいと思います。

○佐藤議長 5番、細川昭夫議員。

○5番 細川議員〔一般質問席〕 通告にしたがいまして町長に2点質問をいたします。まずははじめに、置戸町住宅改修奨励金交付制度の一部見直しについてお尋ねをいたします。

この制度は2年目を迎えたが、住民からは大変好評を得ております。好評ゆえに、住民からはもう少し間口を広げてほしいという希望が増えております。今年5月の商工会総会の席上で併用住宅の店舗や事務所にも適用してほしいという要望が出されました。街並み整備から一定の期間が経過しておりまして、屋

根や壁面の再塗装の時を迎えていました。また、交付条件に、過去に国、道、町から補助金や貸付金を受けた住宅は適用されることになっておりますが、この条件を見直す必要があると思います。改修する時には建築後20年、30年を経過しており、建築資金の出どころまで関与すべきではないと思いますし、町のこれまでの融資制度もこの低金利の今の時代に利用した住民にすると、何故新しい制度が適用されないのか疑問に思います。さらに、1棟に一度しか交付されない条件につきましても、考え方としては正しいと思うのでありますが、改修を終わった後、あれもこれもとまた思うのが凡夫の考えでありますので、続けての改修にも適用してはいかがかと思いますが、町長の考えをお聞きいたします。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 ご承知の通り、本事業につきましては町民が安心、安全に、そして少しでも快適に暮らすための住宅改修を奨励することと、併せて置戸町商業振興会発行の商品券で交付することで地域経済の活性化を図るという、この二つを目的として事業を開始いたしました。この制度の利用実績についてでありますと、本年度は現在までの申請件数が37件であります。事業費にしまして5,067万円であります、奨励金交付予定額については670万円程となっております。昨年度と比較いたしますと、11月末現在で申し上げますと、申請件数で10件、奨励金で266万円の増ということになっております。そこで、この奨励金の対象となる住宅を併用住宅の店舗あるいは事務所に適用できないかというご質問でありますと、11月14日に置戸町商工会から置戸町住宅リフォーム改修費助成金交付事業等に係る要望書の提出がございました。併用住宅における店舗あるいは事務所を交付金事業の対象としてほしいという要請でございました。

置戸町の中でも多くの商店が集中をする大通り商店街については、街並み整備事業によって魅力ある商店街へと生まれ変わりました。同時に、大通り商店街協同組合による花の街づくりは全国1にも輝きましたし、この季節の花で彩られた街並みは現在も置戸の顔として大きな役割を果たしていただいております。今後も置戸の大通り商店街を中心とする街並みが訪れる人々に感動を与え続けていただきたいと、そんな思いもございます。新たな大通り商店街が誕生してから15年以上が経過いたしました。新築された店舗もそろそろ改修が必要な時期を迎えているというふうにも感じております。

以上のことからも商工会会員と言いましょうか、大通り商店街以外で商店を営んでいる方も含めてでありますと、要請いただいた趣旨も十分踏まえながら制度の導入に向けた検討を進めたいというふうに考えております。また、現行制度における対象住宅の要件と限度額の取り扱いについてのご質問もございました。6月のご質問に対してもお答えいたしましたけれども、考え方については特に変更はございません。昨年7月に制度創設後、約1年半が経過いたしました。この制度は一般住宅を対象にしておりますけれども、置戸町森と住まいの支援事業補助金あるいは他の公共団体から建設資金として補助金などを受けた住宅の場合は対象外というふうになっております。しかし、一般的には新築後10年程度で屋根あるいは壁などは塗り替えが必要になってまいります。また、交付限度額は50万円ということになっておりますが、制度を利用できるのは1回限りということになっております。このほか細かな取り扱いも含めて検討すべき課題はあるというふうに思いますが、現制度の見直しについては制度が発足して間もないこと、あるいは平成26年度までの3年間の时限立法としていること、さらにすでに多くの方が利用されているわけでありまして、中途で制度の見直しを行うことで不均衡が生じることも考慮しなければなりません。いずれにいたしましても、これら課題のほかに実績等を踏まえた上で、この住宅奨励金交付事業の制度延長も含めてであります。

今後の検討課題というふうにさせていただきたいと、このように思います。森と住まいの支援事業と現在商工会の方から要請をいただいております商店街の店舗あるいは事務所の改修と言いましょうか、これについては別に検討しなければならないというふうに思っております。

○佐藤議長 5番。

○5番 細川議員〔一般質問席〕 店舗、事務所の制度については今後見直しをしたいということです
ので、新年度からということでだいたいそういう考え方でよろしいのかどうか。それともう一つ見直してはという
その提案した、過去の制度を使った住宅は適用にならないということで、例えば老人、親ですか、老人の併
用住宅、同じ住む住宅の手直しをする時に町の支援を得て直したところもあります。これ本当にわずかな
微々たる助成なんですが、こんなものを1回を受けると適用から外されてしまうということで、大変過去に受
けた人にとってみれば不都合かなという感じを受けるわけですね。また、利子補給を受けたところもだめで
すよという縛りもあります。先程言つたように、この低金利の時代に利子補給を受けた恩恵というのは本
当に微々たるものではないかと、そういう点を見直してほしいなと思うんですよ。26年度までということで、
途中でこういうことを直しては過去に受けた人の不都合も、不均衡もあるということなんですが、これはやっ
てみてはじめてそういう不都合が理解できるわけで、なんらあと1年しか残っていないとしても見直すべき
ところは見直していいのかなと思います。

それともう一つ、一番最後に質問した一回受けてしまうともう駄目ですよと。本当に行政側からするとその
通りだと思うんですけれども、受ける側としてみれば改修ですから、一辺に全面改修てしまえばあれもこれも
みんな直つてしまうんですが、とりあえず屋根と壁だけ、あるいは水回りだけとかとやってみて、終わつ
てしまつてしまつたと、あれもこれもというのが次々と出て来るのが本当に人情なんですよ。そういうやつも、
それほどの金額ではないですから、その縛りももう一度考え直してほしいなと、そう思うんですけれども、さらにもう一度町長に。あのいいですか、併用住宅の4月からいいのかどうかということと、今の見直し
について。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 現制度がスタートいたしまして1年半というようなことも申し上げました。間も
なくその3年という期限が来ますので、今いろいろとお話をあった点については、これからはのいうか、現制
度が終わる段階において、新しい見直しも含めて考えたいと、このように思います。それから高齢者の方に
対しての室内が中心になりましょうか、手すりだとか段差の解消だとか、いろんな改修をするために50万円
を限度として支援している内容のものもございます。それらとの関係についてきっちりとした整理をしなけれ
ばならないという、これについては1回で打ち切りというわけではありませんので、そのあとも50万円を限
度として継続してやれるという、確かにそういう内容だったと思うんですが、そういうものもありますので、要望
される方の内容もきっちり精査しながら、対応できるものはそちらの方で対応できればなというふうにも思
います。いずれにいたしましても3年間の時限立法でスタートしておりますこの制度でありますから、残りの
1年半についてはそういう形で進めたいなど、現段階においてはそのように思っております。

○佐藤議長 5番。

○5番 細川議員〔一般質問席〕 そうすると、先程とっぱじめに答えていただいた併用住宅や事務所
の方も新年度からは考えていないと、そういうことですか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 現在の進んでいると言うか、やっているこの事業とは別に考えたいというふうに思っています。あの先程来申し上げておりますように、大通り商店街ばかりじゃなくて商業を営んでいる人たち、そうしたことも併せてですが、考えなければならないというふうに思ってまして、これについてはできれば新年度からというふうに思ってますが、十分そこまで整理ができるかどうかという問題もちょっとあると思います。あると思いますけれども、できれば新年度に間に合うように検討したいなと、このように思っておりますが、手続きのことも含めてありますけれども、遅くとも27年度スタートにはしたいなというふうに思ってます。

○佐藤議長 5番。

○5番 細川議員〔一般質問席〕 分かりました。次に商工業振興基金創設について質問をいたします。

置戸町の商工業振興策として主なものに利子補給制度、銀河スタンプ会への補助、商工会運営に係る補助金などがあります。また、今答弁をいただきました店舗や住宅の改修、この制度もできればその恩恵に預かるものと思いますが、商工業、特に商業に関しては町の隆盛とともに栄え、町勢の下降に併せて衰退をしてきました。世の理と言えましょう。商店街の賑わいが町全体の賑わいでもあり、商店街の振興が人をつくり、人が町をつくって来たのもまた事実であります。今置戸町はその町の顔ともいわれる商店街はかろうじて体面を保ってはおりますけれども、町並み整備事業からの期間が経過をして、閉店をした店舗も増加して来るなか、後継者がいない店舗が軒を連ねてあります。危急存亡の秋と言っても過言ではありません。商工会員が100人を切ると道からの商工会事務局長補助金も打ちきられてしまいます。置戸町の基幹産業である農業に農業振興基金があるように、商工業振興基金を創設して新たな商工業の振興に尽くす時だと思います。基金造成にあたっては行政と有識者との厳密な打ち合わせのもと、ソフト面の支援はもとよりハード事業にも手厚くカバーする内容が重要です。町財政を考えるといきなり大きな基金は望めませんが、毎年積み増していくことにし、また基金が創設されると篤志家の寄付金も見込めると思います。基金の創設が商工業者の希望の星となることを願って質問いたします。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 商工業振興基金の創設についてというご質問であります。議員が抱く本町の商工業に対する現状認識、そして危機感といったものは私も同じように思っております。商店街の賑わい、活発な商業活動がその地域の活力を象徴し、そして地域を作り上げていくことは間違いないことだろうというふうに考えております。本町の商工業を取り巻く状況は、地元購買力の町外流出、そして景気低迷に加えまして、少子高齢化等による購買力の低下、そしてまた経営者の高齢化、後継者問題などによって空き店舗も出始めておりますし、それが今後さらに増えることも予想され、一段と厳しい状況が増すであろうというふうに思われます。

そこで商工業振興基金の創設という提案でありますけれども、基金創設が果たして本町商工業発展にとって議員の言葉を借りるならば希望の星になるかどうか、現状認識あるいは将来に向けての不安材料など、見解は同じであっても意見の分かれるところだろうというふうに思います。基金創設による中長期的な発展計画、活性化のための戦略あるいは短期間で即効性のある事業展開といったものの具体性のあるメニューを考えなければ、基金創設の議論も進まないように思います。商工業者、商工会のみなさんとの連携協議をより一層密にしながら活力ある商工業を展開するために、実情に即した地域商工業の振興施策というものを構築していくこそが重要であるというふうに考えております。そうしたことがあってこそ、議員の提案

された基金の創設についても、町民をはじめ関係者の理解も深まるのではないかでしょうか。そんなふうに考えております。

○佐藤議長 5番。

○5番 細川議員〔一般質問席〕 その振興策を考えるうえで、確かに即効性はないですけれども、考える上で基金が必要ではないかな。いろんな対症療法と云いますが、先程言った改修資金もそうでありますけれども、その基金があることによって行政も商工業者に力を入れてくれるんだなと。僕は希望の星と言ったのはそこなんですね。今まで商工会青年部が昭和42年に設立されて、いろんな研修会を開く中で、農業や林業は国、道、あるいは町からいろんな補助金や厚い援助を受けているけれども我々商工業者には何もないじゃないかと、そういう具体的なものは実際ないのがその通りで、私も商工会役員もやってきましたし、そしたらどんなその援助があればいいんだということで本当にないんですね、特効薬みたいなものは。ですけれども、最後行き着いたところは、私は基金の創設ではないかと思うんですね。これ今仮に改修資金、その店舗の改修資金なんかが仮に補助が下りたとしても、あるいはその内部の改装する什器備品、例えば我々の魚屋であれば冷蔵庫とかそういうものに適用されるのかどうか。あるいは店主が年をとってきて、ここはやめたくないんだけれどもやめざるを得ないと。代わりの人が誰か入ってほしいんだけれどもなかなか資金面もゆるくないと。そういう面なんかも十分踏まえた中で基金があれば、それを基金を利用してなんとか、したらやっていこうと。そういう今ここで一つ一つ具体的には言えませんけれども、やはりある程度の期間をおいて、そしたらどういう基金をどのように使えばいいんだかという、そのことを十分に行政含めて、あるいは商工業者を含めた中で議論してその基金を設定しておいてもらえば、その時いきなりそのぶつかった時に改めて制度を作らなきやならないというのでは間に合わないのでね。やっぱり行政が商工業者のために基金をつくって応援しているんだと、そういうまず希望の星になることをまずやってほしいと。これ今すぐ今読みあげた私の質問は先週町長に渡したばかりですから部内で相談してもですね、そんなきなり結論が出るわけではありませんから、やはり3カ月、半年議論をしていただいて、その上でどんなものがいいのかということを検討していただければいいと思うんですが、さらに町長の意見をいただきたいと思いますが。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 まもなく商工会の役員の人たちと私との懇談の時期もありますので、その中で役員の方々の積極的な、また議員から提案のあった基金の創設についての考え方もできればお聞かせいただきたいなと、そのように思います。ただ、私がちょっと心配するのは、商工会に私はいろんな形で支援してきているつもりです。それが見えるか見えないかという問題はあるかも知れません。置戸の夏まつり、町の全体のまつりだとは言いながらも、実際には大きく商工業界に貢献しているまつりであるというふうにも思います。毎年1,000万円近くのお金をそこで使っているということも事実であります。今基金の創設というのは、私は先程申し上げましたけれども、多くの町民の人たちから理解と同意が必要だというふうに思います。今お話をうかがっていると、私の理解不足かも知れませんが、行政のいわゆる公的なお金が行政の手を離れて商工会サイドに行くことによって自由に、また特段の問題と言いましょうか、チェックも入らない中で使えるようなお金がこちらにほしいんだと、そういう感じさえちょっと受けるわけでありまして、少なくとも役場の公的なお金がそういうような形になっていくて本当にいかがなものかと。冒頭申し上げておりますように、現状認識だとか危機感だとか、将来に対する不安だとかというのは私も議員と同じように思って

おります。同じように思っておりますけれども、そうしたお金がこの行政の、あるいは議会のそういうところから離れて、そして本当にどうなのかという心配が率直に言ってあります。もちろん議員の頭の中にはこの空き家店舗が出て来たときに、その空き家店舗をさらに誰かにやっていただくとか、そういうことが念頭にあってこの基金の創設かも知れませんけれども、私は慎重な議論がそこになければならないというふうに思いますし、多くの町民の人たちの理解があつてはじめて、もし私が今申し上げたようなことでの使い方というものが頭の中にあるとすれば、多くの町民の人たちの理解がそこになければならないというふうに思いますので、慎重な単にその基金創設だなんていふ、なんとなく商工会に、商工業界に行政が温かい手を差しのべられたなんていふ、そんなものではないというふうに理解していただければというふうに思います。

○佐藤議長 会議の途中ですが申し上げます。12時を過ぎましたが、引き続き会議を続けます。

5番。

○5番 細川議員〔一般質問席〕 あのちょっと私も言葉足らずで、商工会青年部の研修の中で商工業者は何の援助もないと言ったのは、これはあくまでも会議の中の研修の内容であつて、林業や農業から見たらその制度がなかなか十分でないよということで、決して町からの助成金が少ないということではないので、付け加えておきたいと思います。そのうえで我々そこで話し合ったのは、我々商工業者というのは町がとにかく賑やかになれば自営業者も繁盛して行くわけだから、まずまちづくりに取り込もうと、そういうことで商工会青年部、まあ遊園地を作ったり、公園を作ったり、あるいはお祭りを作ったりと、そういうことで町の発展に我々は力を注いで来たと、そういうことでの過去の中の発言ですので、これは町長誤解のないようにしていただきたいと思いますのと、基金をつくって町長は自由に使えるんでないかと。私もなかなか頭がうまくめぐらないものですから、今例えばなして後継者の改修資金とかそういうことの話をしましたけれども、この内容は例えばこういうこともということの一つでありますね、決して町長がいよいよ町のお金を商工業者に渡してそれは自由に使えると。私は決してそんなことは思っておりません。そのために、有識者も含めて行政の中で、仮に基金を創設したときにどのようなものに使えるのかと、町の振興に使うにはどうということかということは十分練った上で作るべきだと思うのであって、積んだ基金が自由に使えるなんて私も十分にそんなことは思っておりませんので、そのことも含めて今ここで、それはちょっとまずいよと、細川議員の言つることはお門違いだと言うのでなければ、ちょっと時間を置いてでも、年明けに商工業者とも懇談会を持つということがありましたけれども、ここで頭から否定するのではなく、十分議論をしてみたいと、そういうことでとらえていただければと思うんですが、どうでしょうか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 頭から否定するつもりはありません。その基金創設が置戸の商工業界のためになるものだとすれば、方法の一つとしてあってそれはいいと思います。いいと思いますけれども、やっぱり基金を創設するということは、その基金そのものがやはり有効に活用されるということがあつてはじめて意味をもつものだというふうに思います。先程私の方から空き店舗が出て来たときの対応策としてというお話を申し上げました。私は率直に言って商工業界の皆さん以上に空き店舗の問題というのは深刻に受け止めてます。ですから、何とかしなければならないんじやないでしょうかということを投げかけていることがあります。率直に言って、そういうものについて前向きにと言うか、真正面で受け止めて、そして議論が展開されるような、そういうふうになっていけばなというふうに期待してます。12月、年内に先程申し上げた商工会の役員の人たちとの懇談がありますので、そうしたことも含めていろいろとご提案なりご意見なりいただければ

など、今の議員からも提案ありましたこの基金の創設といったものも含めてありますけれども、ぜひいろいろとご意見をお聞かせ願えればなと、そのように期待しております。

○佐藤議長 5番。

○5番 細川議員〔一般質問席〕 昼になりましたので、なんと言いますか、懇談会の中で本当にいい知恵が出ればいいんですけども、私自身も商工会の理事になって、なかなか商店振興のためにいったいどんなことができるんだと。その時当時斎藤町長でしたけれども、お願ひしたのは利子補給制度だったですね。当時借りるとなると年8分なんぼもとられていた時代でしたからね、これでずいぶん私たちも利用させていただいて助かった面もあります。そして時を置いて商工会長を引き受けたときに、果たして本当に商工振興をどうすればいいんだということ、本当になかなかこのぼんくらな頭を一つ二つ並べても出てこないんですね。その時に銀河スタンプ会の助成をお願いして、これは正に1年2年限りだったものが、ずるずると非常に好評をいただいているので現在まで続いておりますけれども、本当にありがたい援助をしていただきました。そんなことでいきなり、じゃあ商店街の振興をあんたたち考えなさいと言われても、本当に僕の経験からいってもなかなか浮かばない。そのための、内容がないのに基金を作れと、これまたなかなか納得できないのかも知れませんけれども、長い目で考えて、このまま放置しておけばですね、本当に取り返しのつかないところまで行ってしまうと。今なら何とかもともに戻れる、もとに戻らなくても現状維持くらい出来るのかなと。そういう本当に先程危急存亡の秋と言いましたけれども、そこまで行かないうちに手を打っていただきたいなと、そのことをお願いして終わりたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 なかなか私が答弁すると、また言いたくと言うか、何か申さなければならないという、そういう感性の方だというふうに思ってますので、できるだけ慎重に喋りたいと思いますけれども、やっぱりこういう小さな町になりました、置戸もね。ですから、この置戸に住んでいる人達がある種自分たちの商店だと、自分たちの店だというふうに思えるような、そうした店づくりだと、あるいは消費者との関係というのを、そういうふうにつくってくれたらいいのになというのが私の思いです。ですから、今までの商行為というのと少し違った視点が必要なんではないのかなというふうに思います。先程も申し上げましたけれども、購買力がやっぱり落ちてきている、しかも求めるのが町外だと。この繰り返しだと思うんですね。ですから、非常に厳しい商工業界の状況だというのは私に限らずみんな持っていると思うんですよ。しかし、そうした中でやっぱり意欲と言いましょうかね、そういうものをやっぱり周りの人たちも多分期待していると思うんですね。その一つとして、もう15年以上も前になりますけれども、そうした歴史になりましたけれども、やっぱり大通り商店街の活性化なんていうこの事業に取り組んだ、これもやっぱりその一つだったと思うんですね。それから15年、20年近く経って来た。そうしますと、当然ながら社会情勢もいろいろ変わって来たからやり方も、そして関係も、関係もというのは消費者との関係でありますけれども、そうした部分を含めてある種再構築をしていかなければ未来はなかなか厳しいぞということから議論をしていったらしいんじゃないかなというふうに思います。もちろん行政として、あんたたちにお任せしましたよなんていう、そうしたことではありませんけれども、むしろたくさんのボールを行政側に投げ込んでいただきたいというのが率直な気持ちです。なかなか決定打がないというのも現実の問題だと思います。抱えている課題が決して置戸の商工会、商工業界だけないことはもうはっきりしています。もう全道的、全国的にそうした状況だということも私も十分承知しておりますけれども、置戸ならではの、何かそこにくれたらなというふうに思っているところであります。

ります。どうぞよろしくお願ひします。

○佐藤議長 5番。

○5番 細川議員〔一般質問席〕 まさに商工業界も視点を変えてという話であります、十分そのことはおそらく商工業者は皆承知の上と思いますけれども、これ本当にあと2~3年経つと、そのこと自体もうすでに手遅れになると言うか、もう投げやりですね。まあどうでもいいやと、そういうことになってしまって、本当に町全体がさびれて行ってしまう。そういうことが自分の、おそらく町長だってそれは思っていると思うんですよ。だからそのことを十分お互い議論しながら、何ができるかということに一つ取り組んでいただきたいと思います。これで終わります。

○佐藤議長 しばらく休憩します。午後1時から再開をいたします。

休憩 12時12分

再開 13時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

2番、小林満議員。

○2番 小林議員〔一般質問席〕 通告にしたがいまして町長に質問したいというふうに思います。

一つは町有林の森林計画についてでございますが、森林法の改正によりまして森林施業計画から森林經營計画と名称も変わります。その森林經營計画の第1歩が今回の平成26年から平成29年までの4ヵ年の計画で、これが第13次經營計画になります。そこで、その概要についてお伺いしたいというふうに思います。前期計画ではカラマツ人工林8令級から10令級が88%を占め、トドマツ人工林が9令級から11令級を占めておりました。今期の計画ではさらに令級が高くなることが予想されますし、主伐期もかかる林班もあるように思います。そこで森林資源を有効活用する時期に来ていると思いますが、今期の計画では現在の保育計画と照らし合わせて相当量の事業量が見込まれるというふうに思いますが、この4年間に行う伐採計画、造林計画、保育計画等の事業量についてお伺いしたいというふうに思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 町有林の經營計画についてというご質問であります、町有林の第13次森林經營計画につきましては今年5月から8月の約3ヶ月間に渡りまして基礎データとなる標準値調査を640ha所調査を行いました。作業職員2名によって直営によって実施したわけでありますが、現在はそのデータの集積と計画策定の作業中であります。初めに町有林の現状であります、総面積は1,874.63ヘクタール。そのうち人工林が小数点以下省略しますけれども、人工林が1,468ヘクタール、天然林が406ヘクタールとなっております。総面積の1,874ヘクタールの78%を占めます人口林でありますが、カラマツが465ヘクタール、トドマツが648ヘクタール、その他アカエゾマツ354ヘクタールであります。なお、このカラマツ、トドマツの多くが高齢級ということになっております。第13次森林經營計画では平成23年の森林法の改正に伴いまして、補助事業の活用で求められている上位計画と年数を同じくする必要がございまして、平成26年度から平成29年度までの4ヵ年計画年度というか、そういうことで計画を進めているところであります。計画に当たって、やはり環境に配慮した森林整備を推進していくなければならないというのが大きな柱と

してあるということあります。現時点での事業予定であります、4ヵ年の合計で間伐が460ヘクタール、下刈りや除伐などの保育が220ヘクタール、地拵えあるいは植付けなどの造林が110ヘクタール、主伐が30ヘクタール程度と想定しております。なお、主伐後については造林を行い、将来の森林資源として育てまいりたいと、このように思っております。第12次施業計画における間伐はおおむね計画通りに遂行できましたけれども、町有林の現状を見ますと、結果としては間伐に遅れが目立つという状況にございます。第13次の計画では、こうした反省に立って、施業の遅れている間伐を中心進めてまいりたいと、このように考えております。全体的な計画の詳細についてはもう少し時間が必要でありますけれども、草案の段階で議会のみなさんとも協議をしてまいりたいと、そのように考えております。

いずれにいたしましても、第13次の森林経営計画においては森林の循環利用というものを円滑に行えるような森林経営を目指して、そして森林認証林としての他の見本となるような施業により本町林業の活性化を図っていきたいと、このように思っております。議員からもお話がありましたように、第12次の5ヵ年における実績と言いましょうか、これらを間伐、保育、造林、全てにおいてこの4年間大きく上回っていくような事業を進めていきたいと、このように考えております。

○佐藤議長 2番。

○2番 小林議員〔一般質問席〕 ありがとうございます。まだ素案ということでございますので、できるだけ早く、年明け早々でもいいですから、できるだけ事業計画の詳細について計画に出していただきたいなというふうに思います。以上で終わります。

○佐藤議長 4番、岩藤孝一議員。

○4番 岩藤議員〔一般質問席〕 それでは通告にしたがいまして一般質問を行います。

今後の運営に向けたゆうゆについての役場内検討委員会についてということでお伺いいたします。6月定期議会の細川議員の一般質問の答弁として、ゆうゆの今後について役場内にて課長職を中心とした検討委員会を設け、今後の方策を検討するということであります。また、7月23日に開催されました総務常任委員会での担当課長からもその件について調査して来たところでございます。また、先日の置戸地区地域懇談会の中でも町民の方から同様のゆうゆの今後に向けた検討委員会についての質問もございました。その場で町長の答弁としては、町民の意見も聞き、年度内には結論を出すというようなお答えでございました。そこで現時点での進捗状況、また今後の見込みについてお伺いします。併せてゆうゆの泉源の状況も伺いたします。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔登壇〕 ゆうゆについての役場内の検討委員会の進み具合を中心にしてのご質問だろうと、このように思います。このゆうゆの役場内の検討委員会についてであります、副町長を委員長として課長職4名の委員、事務局を産業振興課に置いた交流促進センター検討委員会というのを8月に立ち上げました。これまで検討委員会ではゆうゆのオープン当初からの利用実績、それから収支実績等の現状把握と分析というものを行いまして、その後ゆうゆに出向いて施設の現況調査を実施いたしまして、現在協議検討を重ねているようあります。

ゆうゆの現状でありますが、ご承知のように入浴人数においては平成7年度に、いわゆるオープンした当時ということになりますが、15万人を記録しておりますけれども、昨年度は4万4,000人とピーク時の3分の1以下に減少しております。また、人気の高いコテージにおいても最大6,000人の利用から、昨年は3,

000人と半減しているところであります。近隣の市町での新たな温泉施設のオープン、あるいは平成6年12月のオープンから19年が経過しております、観光施設としての新鮮さなど、またオープン当初とはそうした意味も含めてでありますか大きく変化をしているわけであります。加えて施設設備は適宜必要に応じて手をかけてはいるものの、今後は経年劣化ということもあります、回収にかかるコストも増えるものと予想しているところであります。検討委員会においては、ゆうゆは観光施設として本町に欠かせない存在であるとの、こうした視点に立って施設設備の大規模なリニューアル、あるいは人気の高いコテージのさらなる活用方策、また管理コストの縮減対策、また町民向けの優待策、そして集客イベントの開催などが検討されているというふうに聞いているわけですが、現時点では具体的な案をお示しできるまでには至っておりません。今後広く町民の方が議会あるいは商工会等の関係団体などとも意見交換を行なながら、平成25年度中に施設改修等の環境整備を含めたハード、ソフトの両面から全体構想をお示しできればというふうに考えております。

ゆうゆは本町にとって大切な観光施設ですので、今後とも町民の皆さんに愛され、そして利用していただける施設を考えながら、近郊の方々にとっても幾度となく足を運んでいただけるよう、こうした温泉施設を今後とも目指してまいりたいと、そのように思っております。また、泉源の状況はどうかということですが、オープン当初は自噴利用していた泉源ですが、自噴量の低下によりまして、平成10年3月にくみ上げポンプを設置しております。現在は毎分300リットルで温度は50℃前後で安定した状態にあります。前回にも別の議員さんにですがお答えしておりますけれども、年度内に特に町民の方そして商工会の人たちともお互いどうしたら利用していただけるのかということでご意見もいただきながら、またさらに現在の形が本当にこれからも望ましい形なのかどうかということも含めて検討させていただきたいと思っておりますのと、できるだけ年度内にその方向性は示したいと、こういうふうに思います。

○佐藤議長 4番。

○4番 岩藤議員〔一般質問席〕 今町長の方から答弁をいただきました。毎分300リットルですか、のお湯がポンプでくみ上げられているということを聞いて、湯量的には全然安心なのかなというように思います。町長の思いの通り、答弁の通り、置戸町民にとってゆうゆが観光施設の一つとしてとても大切な、重要な施設であるというのも全く同じ意見であります。そういう意味を含めましてですね、僕がこれからここで言うことは、ある意味その検討委員会の中で反映させていただきたいなんていうことになるかも知れませんけれども、一般質問という形でここで伝えていきたいと思います。

まず、先程ピーク時に15万のお客さんが来られてたというようなこともありました。昨年度は4万4,000人というような数字も出されましたけれども、単純に考えて15万人にまた戻すということは不可能なかも知れませんけれども、町内あるいは町外からどのようにしたらゆうゆに入りに来てくれるか、そこを利用してくれるかというようなことを考えたときに、今回この一般質問をするにあたってちょっと置戸町のホームページをのぞいてみたんですが、観光施設のところに入っていっても、ゆうゆのページは出てこないんですよ。トップ画面にもゆうゆのバナーは貼り付けてありません。そういうことを考えるとですね、町外の人が例えば置戸のゆうゆいくらなんだろう。入ってみたいなどというふうに、置戸町のホームページに入ったときにゆうゆがすぐ出てこないというような、こういう状況というのはやはりいちばん観光情報を流すという上では問題があるのかなというように思います。トップ画面からですね、観光施設に入っていって、それでもまだゆうゆは出てこないんですよ。六つの項目が出てきまして、宿泊施設という欄があるんです。そこに入っていく

とはじめてコテージが出てくるんです。コテージの欄にゆうゆのホームページのアドレスが張り付いているんですね。そのゆうゆのホームページというのは役場で作ったホームページじゃなくて、今の指定管理者さんが立ち上げたホームページがそこにリンクされております。まず、そういったことをですね、身近なところから改善するということもまずひとつだというふうに思います。

それから2点目ですけれども、町内の人たちが、町民がですね、ゆうゆを利用するという時に、やはりいちばん何がネックになるのかなと考えたときに、やっぱり入浴料だと思うんです。先程町長が優待策というような言葉も答弁の中で言われましたけれども、そこで近隣の町村の温泉施設の利用料をちょっと調べてみました。公衆浴場の条例というのがありますし、普通の一般の銭湯だと思いますけれども、そこは大人が390円、6歳から12歳が140円、それ以下が70円となっています。訓子府町の温泉保養センター、ここは全くこの料金体系と同じになっています。温泉ということであってもこれと同じということで、形態でやっております。特筆すべきなのは、65歳以上の方は250円で入浴できるということ。そのような状況になっているのを考えますと、訓子府町民の方に置戸のゆうゆに来てくださいと言っても、これはなかなか難しいのかなと、そういうような状況だと思います。北見、例えばのつけの湯、数年前に新しいのができましたけれども、これも訓子府町と同じ料金体系になっています。ですから北見市の方々にゆうゆまで足を運んでくれというのは、日常的にはなかなか難しいのかなと、そういうような状況だと思います。ましてやのつけの湯ですとマッサージ室があったりとか、中には床屋さんが併設されたりとか、ゆうゆよりはるかにサービスの面では勝っているのかなというような感じがいたします。

そんな意味も含めましてですね、町長。どういう形がいいのかは分かりませんけれども、町民に対して、先程細川議員の一般質問の中でもありましたけれども、町民の方々が自分たちの温泉なんだというように思えるような形で、町民がなるべく入りやすいような料金体系にするという意味で、何かのパスポートを作るですか、町民還元価格にするですか、そういうものを考える必要があるのではないかというふうに思いますけれども、町長そのあたり先ずいかがでしょうか。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 ホームページの話が出ました。まあ外に向かってゆうゆに来てくださいと、本当に心から自信を持っていないということなんですね。それを持ってたらですね、変わると思いますよ。やっぱり産業なんていうところまで行っていないのかもしれませんけれども、やっぱりこういう施設というのは投資産業だと私は基本的に思っているんですよ。ですから、やっぱり建設して施設が古くなってきてるというふうに利用者の人たちからそういうことを感じさせるようなことでは基本的にはやっぱりダメなんだと思うんですね。ですから、今内部でいろいろと検討してもらっていますけれども、町民向けの優待策というのはまさに銭湯の世界ですよ。ですから、今議員から言われるような入浴料金の値下げということも考えていいんじゃないんだろうかとお話しだと思うんですが、それは大いに検討していいと思います。しかし、入浴料金を下げたとしても、一方では当然ながら施設の改修なりリニューアルというのは避けられないことだと思うんです。

それともうひとつ大きな視点で見るならば、今のような形が本当にどうなのかと。団体だけは大きいです。建物そのものは大きいです。非常にそういう意味では快適です。快適ですけれども、あくまでも温泉に入つてそれだけの利用だとすれば、今のような形が本当にどうなのか、本当に銭湯的に町の風呂屋さんの手法というものを考えるというのも一つの方法だと思います。もう一つは、置戸に宿泊施設がメモリーハウス、

ああやってありましたけれども、置戸から約20キロ奥まったところにあったということ、それから施設が古くなってきた、いろいろな要素の中で休止状態にあるわけとして、その時に置戸の中に宿泊施設を仮に考えましょうやとなったときに、そこで宿泊施設を考えられないのかというのも一つとしてはあると思います。ですから、銭湯的な町の風呂屋さん的な方向で考えるのか、あるいは宿泊施設をそこで展開するような方向で考えるのかというのは大きな選択肢になってくるだろうと思います。

それで先程来申し上げたのは、置戸の町民の人たちに、あるいは商工会の人たちにもこの議論に参画してもらいたいということには、そういう意味合いを含んでます。率直に申し上げて、置戸の町民の人たち、あんまり利用してないんですよ、あの温泉を。それは料金のことばかりじゃないと思います。料金のことばかりじゃないと思いますけれども、議員から言われたこの近隣の温泉施設の入浴料金がそういうような状況であるぞというようなことを言わされましたけれども、それは充分検討する材料の一つではあるというふうには思います。

そんなことを含めて考えますと、やはり置戸にある施設ですから、やはり置戸の町民の人たちが率先してやっぱり利用していただくような、そういう施設に変えていくのか、そういうふうに理解してもらえるような、あるいは利用してもらえるような施設として、いろんな角度から考えなければならない、そうした段階に今あるなど、そのように思います。

○佐藤議長 4番。

○4番 岩藤議員〔一般質問席〕 確かにあの大きな施設で、建設当時8億円でしたか建設費、それくらいな建物を建てて、当時本当に15万人もお客様が来てくれてというようなことで、本当に素晴らしい施設、温泉だなというように、そういう時代があったんだと思います。ただ、まあその当時15万人が入ってくれれば巨大な施設も十分ペイできたんでしょうけれども、公社時代、それから指定管理になってからの時代というようにいろいろ受ける企業も変遷して今まで来ていると思います。ただ、巨大なその建物ということで、電気代が1日2万円もかかるですか、あと水道光熱費が年間で1,300万円もかかるだとか、そういうような大きな施設です。

町長が言われたように、銭湯という形で考えるのか、それとももう一步踏み込んで宿泊施設も併せた上の検討するということを一つのかも知れないと、そういうようなことを言わされましたけれども、あそこの農村公園ですか、全体のエリアをそう言うんだと思いますが、その前の道路挟んでふれあい農園にしている部分があります。その部分が今回の検討委員会の課題の中の一つに入っているのかどうなのか。例えば宿泊施設を併設するということになれば、あの辺の景観も含めて、ある意味では整備していかないと、今のままではまずいのかなというような気もしますので、そのあたりも検討委員会の中で検討される項目なのかどうなのかお伺いしたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 検討委員会の中では宿泊施設というところまでは出てきておりません。私が今の施設そのものが非常にがたいが大きいと申し上げたのは、仮にそういうような、宿泊施設のような別な展開も考えれるんじゃないかなと。もちろんそれで今の建物だけを改造して、それで1件落着というものではもちろんないと思います。ないと思いますけれども、現在の建物を仮に宿泊施設として転用していく場合には大いに今の建物そのものを有効活用できるでしょうねという意味合いで申し上げたわけですよ。当時の平成6年でしたか、オープンしていますけれども、ご承知のようにその時には都市と農村との交流施設ということで、

農業予算で建てました。非常になんて言いましょうか、有利な、有利などというか、補助金もきましたし、有利な起債も借りることができました。備品等入れて8億8,000万円くらいかかったと思いますが、建物そのものは8億円だったと思います。100%起債も借りられましたから、補助金が2分の1で、残りについては100%借りられましたので、実際の町の持ち出しとしては1割の8,000万円くらいだったと思います。あれがある種あいう建物の最後のものだったと思います。

冒頭申し上げましたように都市と農村の交流施設ということで作りましたのでああいうような形になつたんですが、毎分2,300リットルも自噴で出て来たわけありますから、当然ながらいろんな他方面でと言いましょうか、広範囲にわたって利用しようじゃないかという意見が当然あったわけあります。その施設としてのハウスでありましたし、今の施設でもあったわけです。そしてコテージについても、当初5棟くらい建設予定されたんですが、やはり温泉を引っ張って、温泉付きのコテージでなければそんなに利用はされないんじゃないかなというようなこともあって、それで建設する分の1棟分をお湯を引くという部分に回したわけです。そして現在の施設が作られたわけありますけれども、一定程度の約20年経ちまして、コテージももちろんそうでありますけれども、先程申し上げましたように、やはり経年劣化と言いましょうか、施設そのものも、特にゆうゆうの部分について、その時に応じて施設の修繕なり改修というものを少しずつやってきましたけれども、やはり20年経ちますと全体的な見方と言いましょうか、リニューアルということも含めて考えるような、こうした段階にも來てるだらうなというふうに思います。

当然、内部の検討委員会でありますから、できればそういう方向に展開できたらいいなというのはもちろん職員もあったと思います。あったと思いますけれども、やはり宿泊施設ということになりますと、現在の建物を一定程度利用すると言っても相当な投資になってきますから、慎重にならざるを得なかつたんだろうなというふうに思います。しかし、いずれにしてもいま非常にそういう意味では方向をきっちと見定めて投資をする部分、あるいは利用の方向を変えるなり、そんなことも含めて今検討しなければならない、こうした段階かなと、そのように思います。

○佐藤議長 4番。

○4番 岩藤議員〔一般質問席〕 向かいの部分のですね、畠として貸している部分、その部分の答弁をお願いします。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 最初はですね、いろんな人が借りてあげなければならないかななんという気持ちもいろいろあったと思います。しかし、現在使っている方はそういう気持ちとは別に本当に必要で利用している人だと思います、今。しかし、それとも全部が使われているというものではありませんから、ですからこれもですね、あそこの展開によって変わって来るんだろうなというふうに思うんですよね。あのコテージ群をもっと増やしたらいいんじゃないかなという内部の意見もあるんですよ。それも大いに考える一つだと思うんですね。あそこにコテージ村を建設したらどうかというのも、私もそれは一つの考え方としてあっていいと思うんですね。しかし、コテージ村があったとしても、やっぱりどこか1カ所に集まるところは必要だろうというふうに、どうしても出てくると思うんです。それが今のゆうゆうだと思うんですけどね。ですから、私が申し上げたその宿泊施設という部分と、あるいはコテージ群をもう少し広げていくという部分と、ちょっと違うと思います。違うと思いますけれども、いずれにしても今のゆうゆうがそういう宿泊を念頭においてつくっていったとしても、今のゆうゆうについての改修は、一定程度の改修は必要になってくると思うんですね。それらとやっぱ

りその畠の部分、これらについてもやっぱり一体なものだと思うんですね。道路を挟んで、たしかに少し離れてますけれども、やっぱり一体のものとして考えていく必要があるんだろうと。もし、その時に畠の部分が必要じゃないという結論に達すればですね、またそれはそうした手続きの問題もちろんありますけれども、そういう処理の仕方を考えなきやならないのかなというふうに思ってますが、いずれにしても一体としてその畠の部分も検討しなければならないところだろうなと、そういうふうに思います。

○佐藤議長 4番。

○4番 岩藤議員〔一般質問席〕 一体としてというような答弁でした。常任委員会の中で農業委員会の方と話をした時に、あそこは農地になっているので農地法の関係で、転用はなかなか難しいと、そういうようなことを言わされました。町長が言わされたように一体として考える、そういう可能性なり使う方向性がもあるとすれば、農地法というものを外すということがまず先決になってくるのかなと思いますけれども、町長いかがでしょうかね。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 これは私ども法を無視するなんていうわけにはいきませんから、当然農地法等をはじめとするいろんな法律、関係する法律が関わってきますから、それらをクリアしていかなければならぬというのは当然のことだと思います。まあ状況によっては特区申請という方法と言いましょうか、こうしたことでも状況によってはあるだろうというふうに思っていますが、もちろん今申し上げたように、法は間違いなく皆さん方にも迷惑をかけないようにきちんと順守して事業は考えていかなければならないと、そのように思っています。

○佐藤議長 4番。

○4番 岩藤議員〔一般質問席〕 先程いちばん最初に検討委員会の中で参考にしていただければというようなことを言いました。町民の意見を取り入れてというようなことで今年度中に最終的には結論を出していきたいというようなことです。町民の意見をという、本当にその通りなんですが、その検討委員会の今後の具体的なやり方と言いますか、進め方というものをお伺いしたいのと、あと出来得るならば今年度も従来の入湯税相当分の補填というのをして管理者の方にして、それだけでは不足分だということで、それ以上の補填と言いますか、そういうこともしているような状況です。そういうことを考えますと、来年度も当然出て来るのかなというような気がします。今年度中にまとめたその検討委員会の答申なり答えになるのかわかりませんけれども、それだと来年度に反映されるのかなというようなちょっと不安があります。そういったことも含めて、町民の意見をどのような形で検討委員会の中に取り入れていくのか、その検討委員会の手法、それとできれば今年度中というのをもっとスピード的に来年度予算にも反映できるような形で進めていただきたいというようなことで、町長の考えを伺いたいと思います。

○佐藤議長 町長。

○井上町長〔自席〕 検討委員会の課長4人、副町長を入れて5人でありますけれども、私は検討委員会がその町民の人たちだと、商工会の人たちだと、議員の人達も思っていますが、そういう中にですね、内部の検討委員会のメンバーが即入っても構わないと思うんですよ。そういう中で、自分たちが検討して来た内容というのはこういうことだということも付け合わせながらと言いましょうかね、考え方の中で付け合わせながら検討していくことがあっていいと思うんです。ですから、ちょっと副町長が委員長でありますから、これから進み具合というのは副町長にもちょっと聞いてみなければなりませんけれどもね、私

は今申し上げたように、一緒になって、年が明けたら一緒になってやってもいいんでないかというふうに思います。

できれば町民の方といつてもどんな人を選ぶんだということもやっぱりあると思うんですよね。世代もあるでしょうし、と言っても行政の財源対策のことも少しは考えてくださいやというような、それぐらい大胆な意見も言っていただけるような人も入った方がいいのかも知れませんね。ただ、意見だけ言わせておいて、そしたらやらないのかなんていうふうに思われてもね、非常に困るところなんですが、そういう意味ではメンバーを選ぶということも難しいところもないわけではないというふうに思いますけれども、その辺は商工会だと観光協会だとか、そういう人達の意見を伺いながら、一定程度のメンバーの構成は決めたいなというふうに思います。

それと最も重要なのは、現在指定管理者をお願いしている西島さんともやり取りしなければならないと思っています。西島さんには申し上げているんですが、立場上と言ったらちょっとおかしいんですけどもね、観光協会のトップだからということで、あまり責任を感じてゆうゆを何とか自分で持てなければならぬという、指定管理者として受けいかなければならないという、そういうものでもないと思います。私はもっと広い範囲で運営者と言うか、経営者と言うか、私はそういう世界もあると思います。ですから、町民の、例えばすけどね、町民の10人が代表になってこのゆうゆを経営する方法だってあると思うんですよ。もちろん町が支えなければなりませんよ。支えなければなりませんけれども、その世界もあっていいでないかと思うんです。もちろん、そういう立場になった人たちは、もちろん生業を持ってやるわけすけれども、しかし、自分たちの、この置戸の町の施設だと。だから自分も一肌脱いでやってやろうじゃないかと、こういう思いを持っていただかなければなりませんけれども、やり方の方法の一つとしてはそういう世界もあるんじやないかと、私はそういうふうに思っています。

まあ、そういうふうに行けるかどうかはちょっと分かりませんけれどもね、そういうことも町全体のトータルで考えて行った時にはあっていいことではないのかなと、検討してみてもいいんじゃないかなというふうに思っているところです。

○佐藤議長 4番。

○4番 岩藤議員〔一般質問席〕 本当に指定管理者という制度が国でできてですね、最初相生の杜が受けて2年ほどでしたか、その後西島食品さんが受けてという形で今に至っているという、検討委員会の中でもう根幹と言いますか、そういう経営自体も、形態自体も検討するというようなことも含まれる、そんなこともあるのかなという町長の考えだと思います。いずれにしても、あのゆうゆというのは置戸の中で唯一の温泉ですし、いくら入る人が減って来たとは言っても、やっぱり大事にしてなければならない施設だというふうに思います。観光の町置戸と言えば真っ先にあそこしかないのかなというようなこともあります。そういう意味を含めまして検討委員会に大いに期待しますので、ぜひとも早いうちにですね、いい計画、内容を練り込んでつくり込んでいただきたいと思います。そのことをお願いして僕の一般質問を終わりにします。

○佐藤議長 これで一般質問を終わります。

◎日程第 3 議案第60号 置戸町子ども・子育て会議設置条例
の制定についてから

◎日程第15 議案第72号 平成25年度置戸町下水道特別会計

補正予算(第2号)まで

13件 一括議題

○佐藤議長 日程第3 議案第60号 置戸町子ども・子育て会議設置条例の制定についてから日程第15 議案第72号 平成25年度置戸町下水道特別会計補正予算(第2号)までの13件を一括議題とします。

これから質疑を行います。

〈議案第60号 置戸町子ども・子育て会議設置条例の制定について〉

○佐藤議長 まず、議案第60号 置戸町子ども・子育て会議設置条例の制定について。

質疑はありませんか。

6番。

○6番 石井議員 以前作られました次世代育成行動計画。私も策定に関わっておりましたので、その時もちょっとと思ったんですが、まず一点目にはこれの条例を設置して、また計画を策定すると。策定することによって補助金ですとか、まず助成金、そういったなんと言いますか財源の裏打ちと言いますか、そういったものがまずあるのかどうかをお伺いいたします。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 提案しています子ども・子育て会議設置に関する財源はあるのかというご質問だと思いますけれども、これにつきましてはご説明した通り、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づいて設置するということで、設置することのための国の財源と言いましょうか、そういうことについてはございません。法に基づく設置ということでご理解いただきたいと思います。

○佐藤議長 6番。

○6番 石井議員 これはいわゆる町の総合計画と一緒にのような考え方で、例えば子ども・子育てという、なんと言いますか、町の指針的なものを策定して、その中で実施する事業ですとか、そういったものが現れたときに、この計画に基づいて国なり道なり支援するというような体制と言いますか、そういうものが要件になっているものではないのでしょうか。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 今お話しがありました通り、この会議についてはご説明した通り、一つは子ども・子育て事業計画の策定、その他にも子育て支援にかかる総合的な推進のために広く町民の方からの意見をいただくということで、子ども・子育て支援の施策の方に生かされる、そういうものを前提に会議を設定するわけでございます。子ども・子育て支援計画につきましては、今お話しがありました通り、この計画に盛り込んでそれぞれの支援計画を進めます。その流れとしては、一つとしては国なりの支援の助成もございますし、置戸町の必要な支援についても、この計画の中でいろんなものを盛り込んでいければということの考え方で進めるものであります。

○佐藤議長 6番。

○6番 石井議員 あと、確認のためにお伺いいたしますが、前回次世代育成行動計画を策定した際、子育てサポーターという組織を立ち上げたというふうに思います。私もその中のメンバーの一人でありますか、なかなか実際の行動というのがやれなかつたかなというふうに反省をしているところでありますが、まずそういった前回立てられた計画に基づいてできた組織について、今後どうなるのかという点と、これから

また新たにそういうものを立ち上げるといった際ににおいて、何か考えがあるかどうかをお伺いいたします。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 子育てサポーターにつきましては、現在の計画の中で盛り込んでございまして、地域の見守りから、小学校への通学の時の見守りからということで、それぞれ継続して実施をしているところでございます。新たな計画の策定に当たっては、その辺もそれぞれ前期計画での今までやってきたことへの評価を含めて、次期計画につなげるようなことも含めて検討してまいりたいなというふうに考えてございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

9番。

○9番 佐藤議員 ちょっと伺いますけれども、委員さん15人を町長が委嘱するということなんですが、この委員さんの報酬と言いますか、具体的に委員の報酬、非常勤特別職の報酬の云々と条例が別にあるんですけれども、それとの関連と言うか、この15人の委員さんに対する報酬はどのようにになっているのか教えていただきたいと思います。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 実際に子ども・子育て会議、支援会議を進めるのは26年度を考えてございます。予算については26年度の当初予算の中で盛り込んでまいりたいと考えてございますし、非常勤特別職の条例の中での位置付けを含めて、このあとちょっと検討してまいりたいなというふうに考えてございます。

○佐藤議長 ほかに必要はありませんか。

9番。

○9番 佐藤議員 基本的には月額報酬でなくて日額報酬ということになりますか。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 今考えておりますのは、来年度26年度ですね、4回から5回の会議を予定してございますので、その1回当たりの報酬を今のところ考えてございます。報酬と費用弁償ですね、ということで考えております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め次の議案に移ります。

〈議案第61号 置戸町税条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 次に議案第61号 置戸町税条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 佐藤議員 今回、税条例の改正にあたりまして、61号の資料は大変わかりやすく、そして簡便なというか、非常に我々素人にとっても分かりいい、いい資料をつくってもらったと思って感謝しています。それで若干私も、これは65歳のいわゆる老齢基礎年金を受給した段階において住民税、いわゆる町道民税が特別徴収ということで、なんというんですか、徴収されるという、その制度の中の改正点ということなん

ですけれども、①の改正の町外に転出した場合の特別徴収の継続ということなんんですけど、これは從前ですとこの場合については特別徴収を解消して普通徴収になっていたと。これは給与所得と同じように特別徴収を引き続き町外に転出してもするという、そういうことで確認してよろしいですか。

○佐藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 議員がおっしゃる通り、從来は転出した場合については普通徴収ということに切り替わりました。今後においては、議員がおっしゃる通り特別徴収が継続されるということで理解をお願いいたします。

○佐藤議長 9番。

○9番 佐藤議員 それともう1点なんですけれども、47条の5、いわゆる仮特別徴収税額ということで、この改正のとこの2分の1の相当額と謳っていますよね、改正のところの条文の中にね。わかりますか。要は所得割及び均等割の合計額の2分の1相当額を仮特別徴収税額とするということだと思うんですけれども、この部分と資料がありますよね、議案第61号説明資料の上の方の現行と改正後というのを比較して、分かりいいように表で説明しているんですけれども、この部分での改正後の四角の枠の中の前年度の年税額割る6というのはどういう意味合いになるのか、ちょっとわかりにくかったんですけど。

○佐藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 議員がおっしゃる通り、2分の1です、仮徴収と本徴収は。ですけれども、期別税額にすれば、これを3で割った額、すなわち6分の1ずつがこれから平均して特別徴収から均等に徴収されるという意味で6分の1ということでお話をしました。

○佐藤議長 9番。

○9番 佐藤議員 いいですか。それで確認なんですけれども、この改正の条例案の太字のところの2分の1というのは、ようは前年度分の年税額ですね、年の税額の、その2分の1ということを、この条文の中の2分の1に相当する額という、そういう謳いでよろしいんでしょうか。そういうことですよね。

○佐藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 もう一度言いますけれども、これにつきましては前年度の税額に変更がなければ、個人の特別徴収というのは変わりません。その場合特徴と普徴は2分の1ずつ。期別はあくまでも仮徴収というのは4月、6月、8月ですから、要するに2分の1を3で割った額、6分の1が毎月一定の額で徴収されていくということです。そういうことで理解してください。当初は2月を基本として、本徴収の2月を基本として、4月、6月、8月。2月が1,000円であれば4月、6月、8月が1,000円だったんです。要するに、この2月分が基本となっていたものを、年間のものを、例えば12万円とするとですね、仮徴収と本徴収は6万円、6万円ということなんです。今度改正となったものにつきましては、これを要するに6分の1ということは、毎月2万円ずつ定期的に引かれるということの理解をしていただきたいと思います。わかります？

○佐藤議長 9番。

○9番 佐藤議員 はい。それで、この表でもう1回確認しますけど、いわゆる改正後の仮徴収税額ですね、改正後の仮徴収税額、分かりますか。これは、この枠の中では前年度の年税額割る6ということなんですけれども、同じ理屈なんですけど、仮徴収税額というのはこの条例の本文に照らしていけばですね、仮徴収税額というのは前年度分の年税額の2分の1割る3という考え方で、そういう考え方で、まあ答えは同じなんんですけど。

○佐藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 そのように考えてください。

○佐藤議長 9番。

○9番 佐藤議員 そこはちょっと終わったんですけど、金融所得課税の一体化等の見直しの中でちょっと確認したいことがあります。現行は上場株式等の分離課税のところで、特例で(3%)と括っているんですけども、これについては特例は平成25年の12月までということでおろしいかということの確認と、それから上段に分離課税の利子の方の、公社債の利子の方の分離課税がありますけれども、これは3%となっていますけど、これはそうなんですか、これちょっと。僕の調べではここのところには特例措置はないでないかと思っています。それと改正後は公社債等株式、上場株式等が合算、合算というか、通算して分離で、分離課税で、ここも()で3%となってますけど、これは平成29年の1月1日からの施行ということになると、今言っている特例措置というのは平成25年の12月末までですから、これは3%は引っ張らないでないかと思うんですけど、この辺の確認をちょっとお願いしたいと思うんですけど。言っている意味わかりますか。

○佐藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 本来的には、今まで10%なんですね。所得税で7%、それから住民税で3%なんです。この改正においては、20%を想定しているわけなんです。20%になるということなんです。それで20%になった場合については、所得税が15%、それから住民税で5%。5%の内訳は町税で3%、道税で2%という内訳でございます。それで改正後についての3というのは、あくまでも町民税の割合、負担割合というか、割合を示してございます。それで、今度新たに説明しておりますけれども、特定公社債等の利子所得について申告分離課税が対象となりますよということに基づいて、この19条なり19条の2というのは改正されてございます。ということでよろしいですか。

○佐藤議長 9番。

○9番 佐藤議員 ちょっと勘違いしていました。この3%というのは特例措置の平成25年末までの3%だったのかなという、そのこっちも但し書きがなかったので、ちょっとその確認だったので、基本的には法則課税の20%になって、国と町道が15%の5%ですね、そのうちの内訳の町の持ち分が3%と、そういうことですね、分かりました。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め次の議案に移ります。

〈議案第62号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 議案第62号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め次の議案に移ります。

〈議案第63号 置戸町公民館条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 議案第63号 置戸町公民館条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

4番。

○4番 岩藤議員 新しい勝山公民館ですね、多目的ホールというところの説明をもう一度お願いしたいんですが。

○佐藤議長 社会教育課長。

○今西社会教育課長 新しい公民館であります、旧勝山小学校。そこの多目的ホールと言いますのは、入ってすぐの廊下を渡って集会施設になったと言いますか、舞台とホールがある場所。いちばん広い部分でございます。そこを今後多目的ホールという名称で使わせていただくということでございます。もともと教室になっておりましたグラウンド側の可動式の仕切りのあった教室も含めて多目的ホールという言い方になっております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 岩藤議員 先日の説明では、体育館が多目的ホールなのかなというふうに聞いていたんですが、体育館はこの部門の使用料が何だというのは入ってこないということでおろしいんですか。

○佐藤議長 社会教育課長。

○今西社会教育課長 ご指摘の通り体育館部分につきましては、小学校の施設の一部でありますので、隣接と言いますか、廊下で接続されておりますが、今回の公民館条例の中ではその部分は切り離しておりまして、体育館部分はこの使用料の表の中に入っています。あくまでも体育館の部分については、公民館としてではなくて、地域の体育館ということで、別立てで使わせていただくということで、まだ使用料等そういうものは決定をしておりません。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め次の議案に移ります。

〈議案第64号 置戸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 議案第64号 置戸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め次の議案に移ります。

〈議案第65号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例〉

○佐藤議長 議案第65号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 質疑なしと認め次の議案に移ります。

〈議案第66号 平成25年度置戸町一般会計補正予算(第5号)〉

○佐藤議長 議案第66号 平成25年度置戸町一般会計補正予算(第5号)。

第1条 歳入歳出予算の補正是別冊事項別明細書(第5号)、6ページ、7ページ。歳出から進めます。

3. 歳出。3款民生費、1項社会福祉費、2項児童福祉費。

質疑はありませんか。

6番。

○6番 石井議員 緊急通報システム事業に要する経費、今回追加されておりますが、新規に付ける箇所が増えたということと、7台の撤去ということであります、参考までに7台の撤去の理由が分かれば教えて貰いたいと思います。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 撤去の理由でございますけれども、施設の入所それから養護老人ホームとか特別養護老人ホームの入所、それからグループホームへの入所の方の内訳でございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 岩藤議員 児童福祉費ですけれども、置戸町こどもセンター補助金200万円の減額ですが、この理由をお聞かせください。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 置戸町こどもセンター補助金200万円の減額の内容でございますけれども、ご説明しました通り、子供センターどんぐりにおきまして、この後3歳未満児の方の園児数増加が見込まれます。それに伴いまして国、それから道、それから町が義務的な負担を得るものとして、いわゆる上段の認可保育所の運営費負担金というものが義務的な負担金でございます。義務的負担金が増えることによって運営費の足りない分を補助していますこどもセンター補助金について、いわゆるいろんな材料費の値上げを含めて、その辺を加味しながら精査しまして200万円を減額するということでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番。

○4番 岩藤議員 すみません。同じところなんですが、もう少し大きな声でお話ししていただくと聞こえるんですが、3歳児未満の子供が増えたということによってということで、上段の負担金が増えて、その部分で増えた分の補助金は減らしても構わないということですか。措置費の関係ということなんですか。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 すみません。声が小さかったようで申し訳ありません。一つは先程言いました通り義務的負担金というもので、いわゆる年齢に応じて1、2歳児がいちばん保育単価が高く設定されてございます。いわゆる年齢が低いほど措置費の基礎となります保育単価がいちばん高く設定されてございまして、今回は3歳未満児の受け入れということで、いちばん高いところでお金がもらえるということで、いわゆる義務的に負担する部分が増えますので、その全体としてこどもセンターで運営している補助金の足りない分について町独自に足りない分を補助しておりますので、その部分について減額をするということでございます。相対的に子供センター独自の方で、再度その人数の増加した分について積算をし直しまして、いわゆる運営費を含めて積算をした結果、こういうことの数字になるということでございます。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次のページに進みますが、8ページ、9ページ。4款衛生費、1項保健衛生費。7款商工費。8款土木費、1項土木管理費。10款教育費、4項社会教育費。続きまして10ページ、11ページ。13款給与費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ歳入に移ります。4ページ、5ページ。

2. 歳入。9款地方交付税。13款国庫支出金、1項国庫負担金。14款道支出金、1項道負担金。16款寄付金。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 佐藤議員 13ページに戻ってよろしいですか。支出ではないんですけれども、債務負担行為の質問ですけれども。

○佐藤議長 第2条でやりますので、後程お願いします。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ議案にお戻り願います。

第2条 債務負担行為の補正。議案の3ページ、第2表 債務負担行為補正をお開き願います。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 佐藤議員 ちょっとこの災害営農資金の全体というか、全体像がちょっと分からないので、分かればちょっと教えてほしいんですが、要は貸付資金のいわゆる災害資金ですね、この資金の需要額の総額がいくらなのか、それから借り入れ農家が、対象農家が何戸だったのか、それからこれの資金ですね、これ災害資金で政府資金なのかどうかちょっと分からんんですけども、これの基準金利がいくらなのか、そしてこれに対する町は利子補給するわけですけれども、町と道あたりも利子補給の対象になっているのかどうか、そして最終的に末端の農家の金利がいくらになっているのか、その辺のちょっと細かいんですけども、分かれば教えていただきたいと思います。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 今回のきたみらい農業協同組合としての異常気象災害の資金対策の全体でございますが、対策の内容としましては3種類の融資資金の対応を実施するということで10月の理事会で決定しております、一つには北海道信用農業協同組合、信連の農業経営緊急支援資金、これが0.6%から0.7%、年利であります。それから2番目としてきたみらい農業協同組合の災害対策資金、これも0.6%から0.71%と。この金利の分は5年までと5年以降の分で、5年までは両方で0.6でございます。それと3番目には農林漁業金融公庫の農林漁業セーフティーネット資金という形で金利0.5%から0.55%と、この三つの資金できたみらい総体ではこの災害資金の資金対策を実施するという決定をしております。それで置戸支所分、置戸の農家の分だけ置戸町としては把握しておりますが、結果として本来畑作の耕種農家の皆さんには作物の減収被害を受けた部分、それから畜産農家の皆さんには粗飼料の購入費増の部分ということであります、置戸町内の部分については今回の融資対策資金の融資を受けられる農家は21戸であります。21戸でありますが、これは全て耕種農家、畑作農家のみであります。畜産農家の方は今回の災害資金の対象

にはなっておりません。21戸で7, 800万円、これは最終確定ではございません。各金融機関等の審査がまだ終了していないので予定でございますが、7, 800万円ということでございます。そのうち置戸町内の部分に限っては3番目に申し上げました農林漁業金融公庫のセーフティーネット資金はございませんで、信連の緊急支援資金ときたみらいの災害対策資金ということでありまして、7, 800万円のうち信連の緊急支援資金が7, 510万円、それからJAの災害資金が290万円の7, 800万円となっております。道の支援等という話もありましたが、これにつきましてはございません。きたみらい農業協同組合、三つの行政機関がありますが、北見市、訓子府町、置戸町、これについては1市2町足並みを揃えて0. 6%から0. 7%の金利の支援をしてまいるというふうになっております。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

9番。

○9番 佐藤議員 末端農家の金利はいくらになるんですか、それで。

○佐藤議長 産業振興課長。

○坂口産業振興課長 今回こういったようにきたみらいとしても信連、それから公庫等含めて、末端というか、こういう形で今回の対策、支援農家の方にはこの0. 6%から0. 71%というような形の金利となります。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次の議案に移ります。

〈議案第67号 平成25年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)〉

○佐藤議長 議案第67号 平成25年度置戸町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)。

第1条 歳入歳出予算の補正是別冊事項別明細書(第3号)。6ページ、7ページ。歳出から進めます。

3. 歳出。2款保険給付費、1項療養諸費、2項高額療養費、5項葬祭諸費。11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金。

質疑はありませんか。

2番。

○2番 小林議員 1番上の被保険者の療養給付が3, 400万円の追加ということでございますけれども、当初と比べたら相当給付が伸びていることがあると思うんですが、この原因についてはどうなんでしょう。

○佐藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 追加の主な要因は3大疾病ですね、とりわけガンや心疾患などの罹患に伴う入院件数が対前年度比17. 9%ほど伸びております。これが主な要因となっております。

○佐藤議長 2番。

○2番 小林議員 今年の春に国保補助で1億円を一般会計から繰り出してますけれども、基金ですね。これがなくなると非常に国保の料金も上がるような感じがしますけれども、今後ますます高齢化になりますとその基金も底をついて来るような感じがするんですが、その辺についてはどうなんですか。

○佐藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 私たちの考え方とすれば、やはり早期発見、早期治療、これがいちばん大切なこ

とです。そこで今年度より新たにまたスタートしました特定検診健康審査等実施計画に基づき、保健師との連携を図りながら医療費の抑制に努めていきたいと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ歳入に進みます。

4ページ、5ページ。

2. 嶸入。7款繰入金、1項基金繰入金。8款繰越金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次の議案に移ります。

〈議案第68号 平成25年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)〉

○佐藤議長 議案第68号 平成25年度置戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

第1条 嶸入歳出予算の補正は別冊事項別明細書(第1号)、4ページ、5ページ。下段の歳出から進めます。

3. 嶸出。2款後期高齢者医療広域連合納付金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ上段の歳入に進みます。

2. 嶐入。2款繰入金、1項他会計繰入金。3款繰越金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次の議案に移ります。

〈議案第69号 平成25年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)〉

○佐藤議長 議案第69号 平成25年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)。

第1条 嶐入歳出予算の補正は別冊事項別明細書(第2号)、4ページ5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 嶐出。2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ上段の歳入に移ります。

2. 嶐入。5款繰入金、2項基金繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次の議案に移ります。

〈議案第70号 平成25年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)〉

○佐藤議長 議案第70号 平成25年度置戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)。

第1条 歳入歳出予算の補正是別冊事項別明細書(第2号)、4ページ5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。2款事業費、1項居宅介護支援事業費。

質疑はありませんか。

9番。

○9番 佐藤議員 給与費ですけれど、職員手当等超勤ですね、超過勤務手当なんですけども、補正前

35万円で今回85万円の追加で1年間で120万円をケアマネージャーにひとり分払うんですよね。なんていうか、仕事の配分だとかいろいろあるんだと思うんですけども、この85万円の今回の追加する超勤手当分はこれから12、1、2、3の4ヶ月ですか、これから発生する給与分という考え方なのか、従来給与分の中から食っていって最終的に見込みとして85万円足りないという、そういう試算なのか、その辺ちょっと教えてもらいたいのと、120万円は高額というか、時間数にしたらいくらになるのかちょっとわかりませんけれども、相当な時間というか過重労働をしているのではないかと思うんですけども、この対策というのか、減らすための周りの協力とか、具体的に考えられているのか、その辺お知らせください。

○佐藤議長 地域福祉センター所長。

○鈴木地域福祉センター所長 今回の給与費85万円の追加につきましては3月までの分を見込みましての追加補正をお願いしているものでございます。この補正の要因といたしましては、現在要介護認定者が25年の10月末の現在でございますけれども、65歳以上の1号被保険者数の18.4%を占めてございまして、年々その数が上昇しているということでございます。今回ケアマネージャー、介護支援専門員のケアプラン作成件数につきましても、平成12年度の制度の開始当初では全体の数で45件という数字ございました。しかしながら、制度の定着及び高齢化の進行に伴いまして、25年の11月末現在では全体で86件という件数になってございます。前の年と比べますと、平成23年度末に比べますと18%増と、24年度末に比べますと現在では4%の増ということでございまして、これもサービスの利用者が年々増加しているということです。

加えまして、サービスの調整とか書類の作成、それから対象者の不安解消のための細やかな支援、それから援護を必要とする高齢者の対応など、非常に業務量が増えているということでございます。その対応にあたりましては、ここで見ています1名分で予算を見ていますけれども、その他保健師を含めまして有資格者など、課内全体で協力して取り組んでいるということでございます。決してひとりにしわ寄せをしているということではありませんので、その辺をご理解いただければというふうに思います。

○佐藤議長 総務課長。

○中村総務課長 今の回答に追加なんですけれども、町ではこの会計以外にも職員の超過勤務が増えている現実がありますので、今全庁内あげて時間外勤務の縮減対策に努めているところでございますが、この介サにおきましてはひとりの職員、係長職1名の職員ですけれども、昨年度と今年度の11月末の実績を

ちょっとご紹介したいと思いますけれども、昨年度は4月から11月まで時間数で269時間。今年度につきましてはほぼ同じ261時間で前年度比97%実施ということになっております。それとあくまでも3月までの見込みで金額で120万円ということで予算を見ましたけれども、最大限120万円を見たということで、昨年度で言いますと111万8,000円になっております。時間数で行きますと410時間ほど見ておりまして、月に直しますと34時間くらいかなと。34時間ということになりますと、1日3時間を超勤しますと10日くらい時間外勤務をして30時間ちょっとですね、そんな形で今勤務をしているという状況ですのでご理解いただきたいということと、先程言いましたけれども全庁内あげて時間外勤務の縮減に努めておりますので、その辺もご理解していただきたいと思います。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ上段の歳入に移ります。

2. 嶽入。1款サービス収入、1項介護給付費収入、2項予防給付費収入。2款繰入金、1項他会計繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次の議案に移ります。

〈議案第71号 平成25年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第2号)〉

○佐藤議長 議案第71号 平成25年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第2号)。

第1条 嶽入歳出予算の補正是別冊事項別明細書(第2号)、4ページ5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 嶽出。1款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ上段の歳入に進みます。

2. 嶽入。3款繰入金、1項基金繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ次の議案に移ります。

〈議案第72号 平成25年度置戸町下水道特別会計補正予算(第2号)〉

○佐藤議長 議案第72号 平成25年度置戸町下水道特別会計補正予算(第2号)。

第1条 嶽入歳出予算の補正是別冊事項別明細書(第2号)、4ページ5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 嶽出。1款総務費、1項総務管理費。2款下水道費、1項公共下水道事業費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ上段の歳入に進みます。

2. 嶸入。3款国庫支出金、1項社会資本整備総合交付金。4款繰入金、1項他会計繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければ歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

2番。

○2番 小林議員 備品購入費の660万円の中身ですね、もう1回ご説明願いたいと思います。

○佐藤議長 施設整備課長。

○小鷹施設整備課長 まず移動型のエンジン発電機が2基予定しております、1基が約50KVAの出力がある、アンペア数の方が分かりやすいと思いますけれども、約144アンペア、3相の電源に換算いたしまして約144アンペアの出力があるもの1機と、同様に10.5KVA、30.3アンペア3相の出力の物です。合計2基とそれから排水ポンプ、これはエンジンの排水ポンプでありますので、毎分2トンの排出能力を持つ排水ポンプであります。一応3点の備品を購入する予定となっておりますのでお願いをいたします。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければこれで質疑を終わります。

しばらく休憩します。

意見調整を行いたいと思いますので、議員は議案持参の上議員控室の方へ移動願います。

休憩 14時40分

再開 15時00分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第60号から議案第72号までの13件を通して質疑漏れはありませんか。

9番。

○9番 佐藤議員 国民健康保険税の条例の一部改正について、ちょっと1件伺います。この中の条文のことではないんですけども、関連いたしまして今回延滞金の改正がありました。それについては介護保険、それから後期高齢医療、それぞれ今回同じように延滞金の利率もそれぞれ下げました。そして前回の6月にも税条例、それから税外条例それぞれ利率を同じように下げて、26年の1月1日から施行するということで、それぞれすべて足並みが揃ったんですけども、国民健康保険税だけちょっと僕も昨日ずっと条例見てたんですけども、延滞金の規定が条例の中に入っていないんですね。基本的には切符を、税の切符を見ますと同じように税金の扱いですから延滞金の利率もそれぞれ書いてました。適用はこの条例には書いてないんですけども、具体的に別ななんというのかな、条例で国民健康保険税のいわゆる延滞金あるいは還付加算金の利率を別に定めているのかどうか、いずれにしろ適用は下げていると思うんですよね、そんなことでちょっとここの延滞金それから還付加算金について教えていただきたいと思います。

○佐藤議長 町民生活課長。

○田中町民生活課長 6月定例会において町税条例と税外条例、それについて延滞金の改正。これにちよつと資料が、私の記憶といつたら変ですけれども、延滞金、国民健康保険税条例の中にそのなかの1項目の中に町税条例との延滞金のことにつきまして、当然延滞金についても国民健康保険の中で変わることで、ちょっと調べてみます。すみません。

○佐藤議長 しばらく休憩します。

休憩 15時04分

再開 15時09分

○佐藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先程の答弁漏れについて町民生活課長から答弁させます。

町民生活課長。

○田中町民生活課長 国民健康保険税条例第26条で国民健康保険の賦課徴収については町税条例の定めるところによるということで、一応町税条例の変更に合わせて国民健康保険税条例も変更がなされております。以上です。

○佐藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければこれで質疑を終わります。

これから議案第60号 置戸町子ども・子育て会議設置条例の制定についてから議案第72号 平成25年度置戸町下水道特別会計補正予算(第2号)までの13件について一括討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これで議案第60号から議案第72号までの13件について討論を終わります。

○佐藤議長 これから議案第60号 置戸町子ども・子育て会議設置条例の制定についてから議案第72号 平成25年度置戸町下水道特別会計補正予算(第2号)までの13件を採決します。
議案の順序で行います。

○佐藤議長 まず議案第60号 置戸町子ども・子育て会議設置条例の制定についてを採決します。

議案第60号については原案の通り決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第60号 置戸町子ども・子育て会議設置条例の制定については原案の通り可決されました。

次に議案第61号 置戸町税条例の一部を改正する条例から議案第62号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例までの2件を一括して採決します。

議案第61号から議案第62号までの2件については、原案の通り決定することに賛成の議員は起立願い

ます。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第61号 置戸町税条例の一部を改正する条例から議案第62号 置戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例までの2件についてはいずれも原案の通り可決されました。

次に議案第63号 置戸町公民館条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第63号については、原案の通り決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第63号 置戸町公民館条例の一部を改正する条例については原案の通り可決されました。

次に議案第64号 置戸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第65号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例についてまでの2件を一括して採決します。

議案第64号から議案第65号までの2件については、原案の通り決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって議案第64号 置戸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第65号 置戸町介護保険条例の一部を改正する条例までの2件については原案の通り可決されました。

次に議案第66号 平成25年度置戸町一般会計補正予算(第5号)から議案第72号 平成25年度置戸町下水道特別会計補正予算(第2号)までの7件を一括して採決します。

議案第66号から議案第72号までの7件については、原案の通り決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○佐藤議長 起立多数です。

したがって、議案第66号 平成25年度置戸町一般会計補正予算(第5号)から議案第72号 平成25年度置戸町下水道特別会計補正予算(第2号)までの7件はいずれも原案の通り可決されました。

◎日程第16 意見書案第12号 森林・林業・木材産業施策の積
極的な展開に関する要望意見書
から

◎日程第18 意見書案第14号 高規格幹線道路整備促進に関する要望意見書まで

——3件 一括議題——

○佐藤議長 日程第16 意見書案第12号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する要望意見書から日程第18 意見書案第14号 高規格幹線道路整備促進に関する要望意見書までの3件を議題とします。

お諮ります。

意見書案第12号から意見書案第14号までの3件については、置戸町議会会議規則第38条第2項の規定により趣旨説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

よって意見書案第12号から意見書案第14号までの3件については趣旨説明を省略することに決定しました。

これから意見書案第12号から意見書案第14号までの3件について一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 なければこれで質疑を終わります。

これから意見書案第12号から意見書案第14号までの3件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 討論なしと認めます。

これから意見書案第12号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する要望意見書から意見書案第14号 高規格幹線道路整備促進に関する要望意見書までの3件を一括採決します。

お諮ります。

意見書案第12号から意見書案第14号までの3件については原案の通り決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって意見書案第12号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する要望意見書から意見書案第14号 高規格幹線道路整備促進に関する要望意見書までの3件については原案の通り可決されました。

◎閉会の議決

○佐藤議長 お諮ります。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

したがって、置戸町議会会議規則第6条の規定によって本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○佐藤議長 異議なしと認めます。

したがって本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣言

○佐藤議長 これで本日の会議を閉じます。

第8回置戸町議会定例会を閉会します。

閉会 15時18分